

丸亀市協働実行計画

～市民の力が活かせる協働のまち・

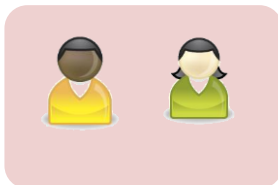
いきいきとした個性豊かで活力あふれるまち～

協働（きょうどう）とは

異なる複数の主体が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの違いや特性を尊重しながら、同じ目標の達成に向けて対等な立場で協力し合うことです。丸亀市のまちづくりは、この協働の考え方にもとづいて、市民やコミュニティ、市民団体等とともに進められます。

◎3つの「きょうどう」

共同



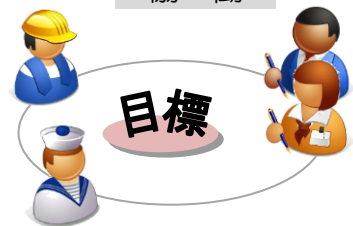
(同じ場所で)
一緒に作業する。

協同



同じような立場の者（似通った
思いを持つ者）が、同じ目標の
達成に向けて、役割を分担して
作業する。

協働



立場・思いの異なる複数の団体
が、同じ目標の達成に向けて、
互いを尊重しながら作業する。



2022～2024年度

策定	平成 26 年 4 月 1 日
第 1 回見直し	平成 27 年 4 月 1 日
第 2 回見直し	平成 28 年 4 月 1 日
第 3 回見直し	平成 29 年 4 月 1 日
第 4 回見直し	平成 30 年 4 月 1 日
第 5 回見直し	平成 31 年 4 月 1 日
第 6 回見直し	令和 2 年 4 月 1 日
第 7 回見直し	令和 3 年 4 月 1 日
第 8 回見直し	令和 4 年 4 月 1 日

目次

第1章 計画の概要	1
第2章 丸亀市の現状と課題	4
第3章 目指すまちの姿と基本方針	8
第4章 基本施策と分野別事業	9
・施策の体系図	13
・施策の実施スケジュール	14
第5章 推進体制	16
第6章 進行管理	18
□別紙 分野別事業一覧	
資料集	
(参考1) 事例の紹介	20
(参考2) 協働の際のチェックポイント 市役所版	24
(参考3) 丸亀市の市民活動に関するアンケート (平成25年7月)	26
(参考4) 市民と市が協力してつくる「まちづくり」に関するアンケート	38
信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例	48
計画策定の経緯	51
答申書 (丸亀市自治推進委員会)	52
丸亀市自治推進委員会委員名簿	53



第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ

本市では、自治の進展による自立した地域社会の実現と市民福祉の向上を目指し、平成18年度に「自治基本条例」を制定し、平成19年4月には、市民活動と協働の促進に関わる基本的な事項を定めることで、個性豊かで活力あふれるまちの実現を図ることを目的に「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例（以下「協働推進条例」という。）」を制定しています。

また、まちづくりの指針となる「第二次丸亀市総合計画（2018年度～2025年度）」では、「協創^{きょうそう}と協働」の視点により、まちづくりを推進することとしています。

本計画は、協働推進条例及び丸亀市総合計画にもとづいて、市民活動及び協働をさらに推進し、丸亀市協働推進計画（平成20年度～平成23年度）の検証・見直しを行ったうえで、次のステップへと向かう行動指針として策定するものです。

（1）協働推進条例との関係

本計画では、協働推進条例の各条項に基づいて、市民活動及び協働を促進するための基本的な方針や施策などを示します。

（2）総合計画との関係

第一次丸亀市総合計画（平成19年度～28年度）では、市の将来像「自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市」を実現するため、「協創でつながるまち 丸亀」を基本理念として掲げ、市民一人ひとりが主体となるまちづくりが進められました。

そして、この考え方は、将来像「豊かで暮らしやすいまち 丸亀」を目指す、第二次丸亀市総合計画にも引き継がれ、「協創と協働」の視点によるまちづくりの推進が掲げられています。本計画においても、この「協創と協働」の視点に立ってまちづくりを進めるため、第二次丸亀市総合計画の体系に沿って、協働による様々な取組について分野別に事業を示しています。

■協創とは

丸亀市総合計画では、まちづくりに関わるすべてのひとや団体が協力してまちを創り上げる「協創」をまちづくりのキーワードとしています。

そして、「人と人の協創」「自然や歴史、まちの協創」「市民と行政の協創」により、人が輝くまちを創ります。

～「協創（きょうそう）」と「協働（きょうどう）」～



まちづくりのキーワード

まちづくりに関わるすべてのひとや団体が、協力してまちを創り上げる

=「協創」

まちづくりの手法

立場の異なる者が同じ目標に向けて協力する

=「協働」



【協働実行計画の位置づけ】

丸亀市の憲法にあたる条例

丸亀市自治基本条例

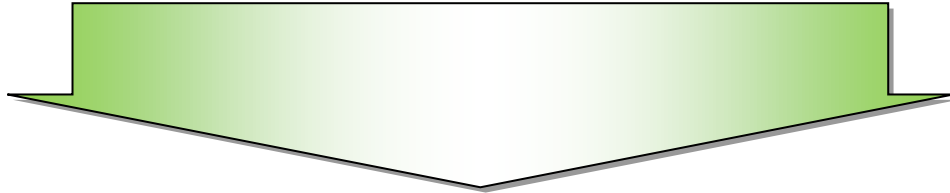
自治の基本理念

- ◇お互いに個人として尊重されること
- ◇自らの意思と責任にもとづいて主体的に行動すること

第7章
市民参画と協働

基本原則

- ①人権の尊重
- ②情報の共有
- ③市政に参画する機会の保障
- ④協働のまちづくり
- ⑤自主的な自治活動の尊重



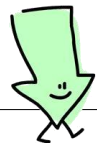
信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例

- 基本原則
- 各主体の役割
- 市の責務と施策
- 自治推進委員会ほか

第二次丸亀市総合計画

5つの基本方針

- ①心豊かな子どもが育つ
- ②安心して暮らせる
- ③活力みなぎる
- ④健康に暮らせる
- ⑤みんなでつくる



協働によるまちづくり実現のための

丸亀市協働実行計画

基本施策

推進

分野別事業

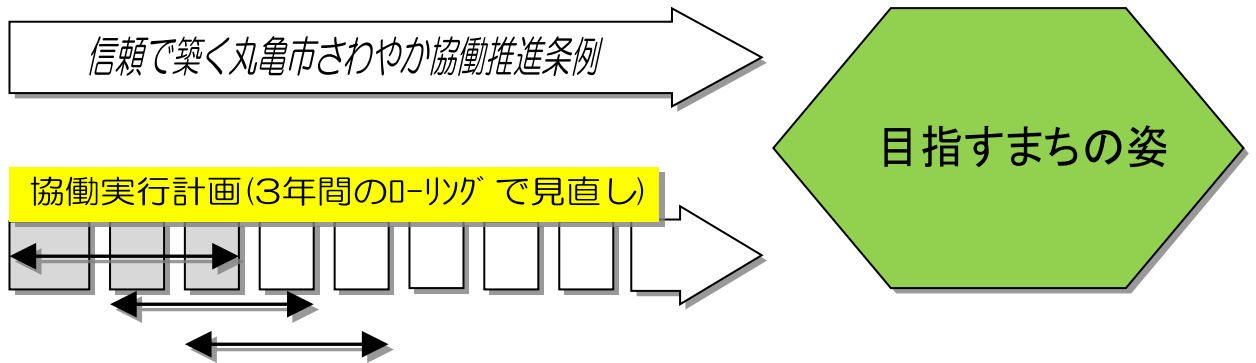
分野別事業

分野別事業



2 計画の期間

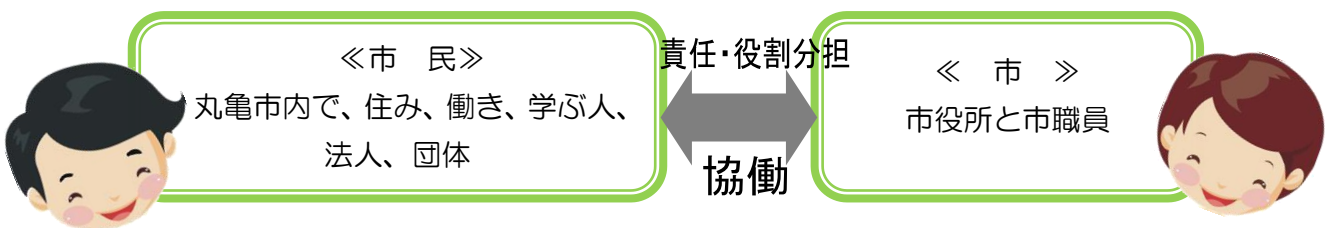
本計画の期間は3年間とし、毎年度、必要な見直しを行います。



3 計画の担い手

計画の担い手は市民 及び 市 であり、市民には、丸亀市に住む人だけではなく、通勤・通学する人、各種団体、企業なども含まれます。

また、市も計画を担う主体として、市役所という組織、そして職員個人が協働の担い手となり、市民とともに補完し合いながら、取り組むことが求められます。



《参 考》 「丸亀市自治基本条例」では、市民・参画・協働を次のように規定しています。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
 - (2) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。
 - (3) 市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (4) 協働 市民及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。

第2章 丸亀市の現状と課題



1 丸亀市の状況

社会環境の変化、市民ニーズの多様化など、様々な要因から生じている地域での新たな課題に対応するため、住民や市民活動団体と行政との協働の重要性が増しており、近年では、行政・企業・市民（市民セクター※）など、様々な主体が積極的に公共的なサービスの提供主体となる「新しい公共」の視点もまちづくりに欠かすことのできない要素となっています。特に、本市における市民セクターにおいては、従来からの自治会やコミュニティのほか、NPO や組合、団体など、様々な形態の組織が重要な役割を担うことが期待されます。

これら、地域の住民同士の顔なじみの関係が見直されている一方で、多くの方が地域の外に働きに出ている現状から、災害時には住民だけでなく、地域で働く方や企業の協力体制も必要不可欠となっています。

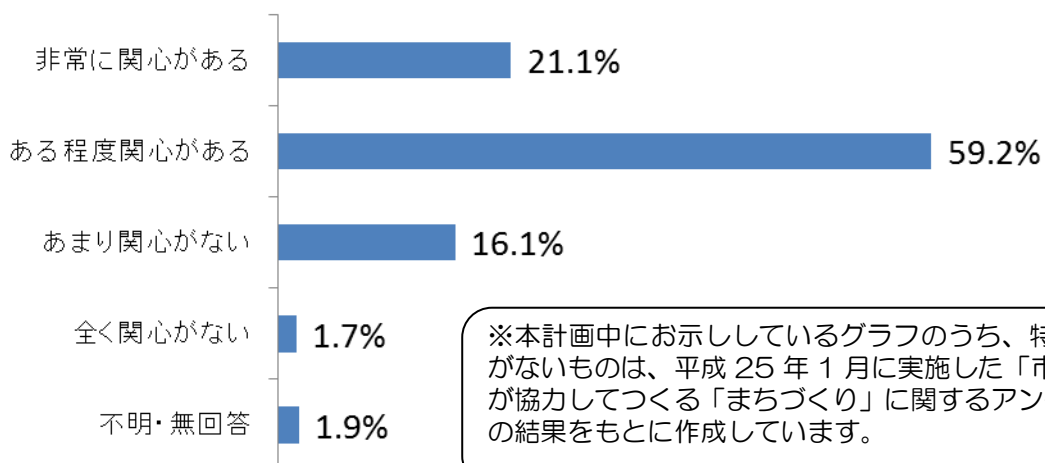
このようななか、市ではコミュニティへの支援など、地域社会のつながりの強化を行いながら、様々な団体間の連携、市民と市の協働を進めています。

※市民セクター…NPO法人、公益法人、協同組合、地縁団体（自治会・町内会、婦人・老人・子供会、PTA等）等を指す。

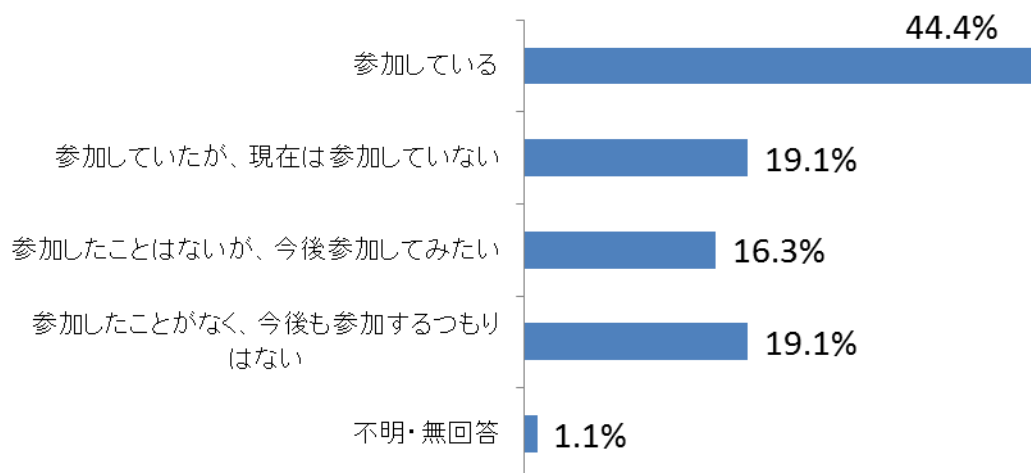
2 市民

住みよい地域づくりのためには、そこに住む人々のまちづくり活動への主体的な参加や協力は欠かせません。平成 25 年 1 月に実施した「市民と市が協力してつくる「まちづくり」に関するアンケート」では、住んでいる地域に関心があるという方が約 80%と高い数値を示していますが、実際に地域の活動に参加している方は 44%にとどまっています。参加しない主な理由は、「忙しくてひまがない（19.5%）」「参加するきっかけがない（15.1%）」「一緒に活動する仲間がない（10.4%）」といったものでした。

あなたは、現在住んでいる地域に関心がありますか？



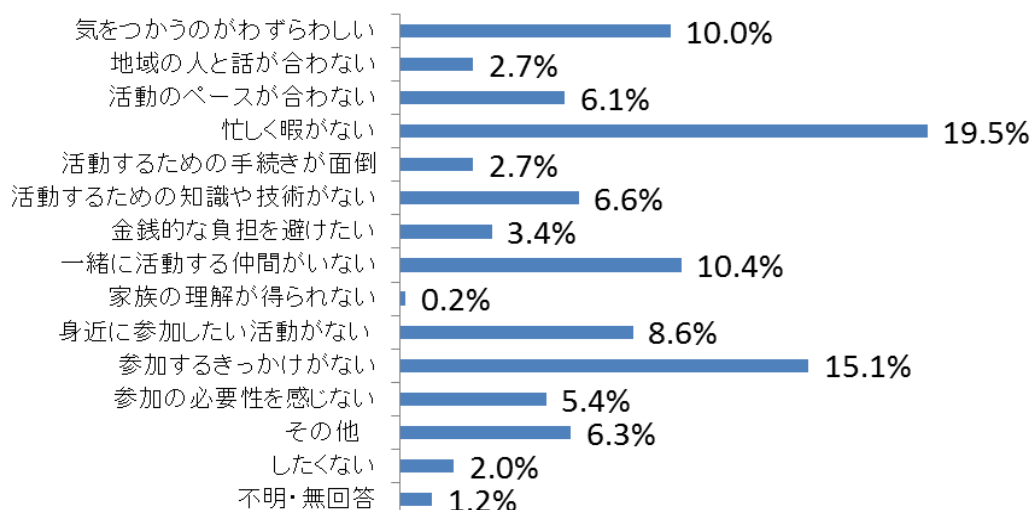
あなたは、地域の活動に参加していますか？



活動に参加された方は、「近所づきあいが広がる（32.0%）」「地域の情報を得ることができる（28.2%）」「地域の一員であるということが自覚できる（21.4%）」を参加して良かった事とらえています。一方では「時間がとられること（34.8%）」「一緒に活動できる仲間が少ないこと（10.1%）」について、負担を感じているようです。

こういった状況から、地域活動に参加したいものの一歩踏み出せない方や、身近で参加したい活動がないと思われる方も参加しやすいよう、市では気軽に相談できるような体制づくりに努めるとともに、市民の負担感の軽減、活動状況や参加のメリット等に関する情報発信のあり方に関する検討が求められます。

活動に参加していない理由は？

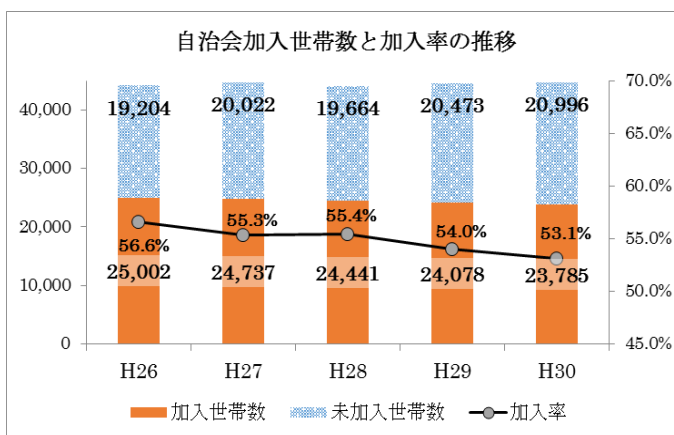


3 コミュニティ

本市では、心ふれあうまちづくりの推進を図るため、おおむね小学校区を単位として、地域に暮らすすべての住民と、自治会や婦人会、老人会、ボランティア団体などの各種団体を包括するコミュニティ組織が形成されています。

これまで、地域の防犯や防災、福祉活動など、まちづくりの主体として重要な役割を担っており、東日本大震災後、地域のつながりの大切さが再認識されるなか、その重要性は高まっています。

近年、自治会の加入率低下や女性の社会進出など、コミュニティを取り巻く環境は変わってきていますが、市との協働をはじめ、市民団体やNPO、地域事業者との連携や区域を越えたコミュニティ間の交流など、さらなる進展が望まれます。



丸亀市HP 自治会加入状況より※各データは4月1日現在

4 市民団体

本市では、令和3年4月1日現在において市内に主な事務所を置く43のNPO法人や110の法人格を持たない市民団体などが、それぞれに公益的な目的を持って活動を展開しています。

これらの団体は、社会的な課題の解決に向けて、広く複数の自治体をまたいで活動するケースも少なからずあることから、事務所の所在地に関わらず、市内で活動するNPOを貴重なまちづくりの担い手として、これまで以上に市との関係づくりが大切です。

また、地域の課題等の解決に関しては、これまで、主に自治会・コミュニティがその役割を担ってきました。その一方で、最近ではNPO法人等を含む市民活動団体の活動は、持続可能な地域づくりを進めるうえでも貢献しており、その育成支援やネットワークの構築が求められています。

※NPO法人…「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-For-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。「内閣府NPOホームページ」より引用

5 事業者（企業）

本市では、平成26年時点で4,657の事業所で、45,054名もの方が働いています。近年、企業が社会や地域に果たすべき役割として、CSR（企業の社会的責任）が浸透し、市内に事業所を置く企業においても、環境保全や美化活動などの社会貢献活動が展開されており、地域活動の貴重な担い手として期待されています。

しかし、本市の昼夜間人口比率は、合併により市域が拡大したことも影響し、平成27年国勢調査では95.4と、昼間に通勤・通学等で市内に流入する人に比べ、市外に出る（流出する）人が多い状況となっています。

全国的に高齢化が進行する中、昼間に災害が起こった場合など、不測の事態が発生した際に連携すべき主体としても事業者（企業）は地域の重要なパートナーであり、前述の昼夜間人口比率の状況から、本市では、さらにその重要性は高いと言えます。

■事業所数と従業者数の推移

	平成13年	平成18年	平成21年	平成26年
事業所数	5,114	4,628	4,858	4,657
従業者数	44,142	41,701	46,852	45,054

（出典）平成13年・18年・・・事業所・企業統計調査
平成21年・26年・・・経済センサス 基礎調査

■県内8市の昼夜間人口比率※

高松市	103.6	丸亀市	95.4	坂出市	113.1	善通寺市	100.6
観音寺市	100.4	さぬき市	94.9	東かがわ市	97.0	三豊市	93.4

（出典）平成27年国勢調査

6 市役所

市役所も多くの従業者を抱えるひとつの組織であり、行政として地域の発展につながるサービスを提供する一方で、市長をはじめ、職員一人ひとりが一市民として協働の重要性を認識し、社会・地域に貢献するという意識を共有し、実践する職場環境の整備に努める必要があります。

※昼夜間人口比率…国勢調査時に調査の地域に常住している人口（＝夜間人口）100人あたりの昼間人口《丸亀市の昼間人口＝丸亀市の夜間人口－丸亀市からの流出口口＋丸亀市への流入人口》



第3章 目指すまちの姿 と 基本方針

1 目指すまちの姿

協働推進条例の前文には、本市の協働の基本的な理念が掲げられています。本計画では、条例の理念に則り、目指すまちの姿を以下のとおりとします。

市民の力が活かせる協働のまち・

いきいきとした個性豊かで活力あふれるまち



〈参 考〉 「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」前文より抜粋

地方分権や少子高齢化の進展などによる社会環境の変化は、私たちの生活意識や価値観までも大きく変えようとしています。このようなときにこそ、人と人の触れ合いを大切にしながら、「自分たちの暮らすまちは自分たちの責任で」との思いを、市民一人ひとりが認識し、さらに暮らしやすいまちにするために、自分自身に何ができるかを問い直すことからまちづくりは始まります。

住みよい地域社会は、そこに暮らす人々の相互理解と信頼に基づいた連携と協力によって築かれるものであります。そして、それらを育みながら、地域の様々な課題に対して、市民、コミュニティ、市民団体、事業者、市が、各々の役割と責務を認識し、特性を活かし、多彩に活動を展開していくことがまちづくりには求められます。

自主的で自立した多様な主体が、対等な立場で、またよきパートナーとして、ともにまちづくりに取り組んでいくことを明確にすることにより、市民の力が活かせる協働のまち、いきいきとした個性豊かで活力あふれるまち「丸亀」の実現を目指し、信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例を制定します。

2 基本方針

協働推進条例の第3条には、協働促進に係る基本原則が掲げられています。本計画では、条例の基本原則に則り、目指すまちの姿の実現に向けた基本方針を以下のとおりとします。

①自主性・自発性の尊重

市民活動や協働事業を実施するにあたっては、活動を行う各主体の「自主性と自発性」を尊重します。また、これらの活動等への参加は、阻害・干渉・強制されるものではありません。

②情報の共有と連携

透明性の高い、開かれた関係性をつくるため、積極的に情報を公開・共有しながら、まちづくりの企画段階からの参画（参加）など、各主体が連携した取組を進めます。

③相互信頼のもとの対等な協力

お互いの立場の違いを理解し、信頼を育みながら、対等なパートナーとして、多様化する地域の課題や社会的課題に協力して対応します。

第4章 基本施策 と 分野別事業

1 基本施策

協働推進条例第8条及び第9条にもとづいて、基本施策を次のとおりとし、さらに具体の取組を示す個別施策を設定します。

基本施策	個別施策
(1) 情報共有、啓発活動	① 情報の共有
	② 情報発信・啓発
(2) 人材の育成	① 学習機会の提供
	② 活動・交流の場の提供
	③ 市民活動団体の育成
(3) 活動基盤の整備	① 活動拠点の整備・充実
	② 相談窓口の設置
	③ 担い手の育成・支援
(4) 交流・連携の推進	① ネットワークの構築
	② 参入機会の提供
	③ 大学等との交流促進

《参考》－信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例－

(市の責務)

第8条 市は、市民活動及び協働を促進するための計画を策定し、総合的施策を講じなければならない。

2 市は、市民活動及び協働の促進について、職員の意識啓発を行うとともに、市民等からの協働の働きかけに対し、適切に対応しなければならない。

3 市は、市民活動及び協働に関する情報を積極的に提供しなければならない。

(市の施策)

第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策の実施に取り組むものとする。

(1) 市民等の市民活動に関する理解、活動への積極的な参加、協力のための普及啓発、学習機会の提供及び人材の育成に関すること。

(2) 市民活動の拠点その他市民活動に必要な体制の整備、充実に関すること。

(3) コミュニティ活動の活発な展開のための人材育成、活動拠点の充実に関すること。

(4) 市民等及び市との相互交流及び連携に関すること。

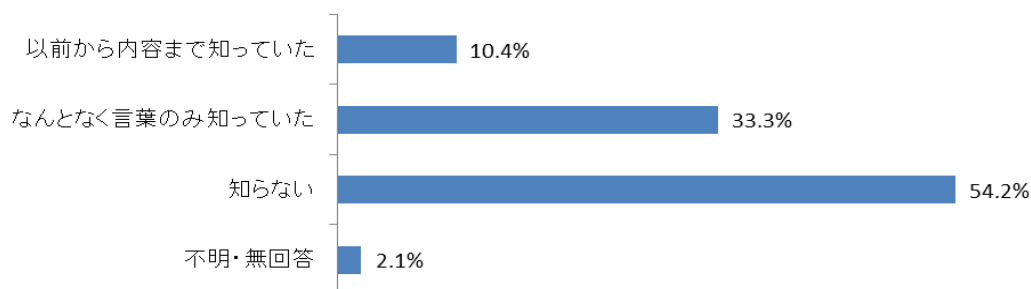
(5) その他市民活動及び協働の促進に関すること。

基本施策（１）情報共有・啓発活動

市広報誌やホームページ、フェイスブックなどの多様な媒体を通じて、活動団体の情報や活動内容などを提供し、啓発を行なうことで、より多くの市民等が参加しやすい環境をつくります。また、情報提供の際には、実際の事例や写真等も使用し、わかりやすさや見やすさに配慮するなど、積極的な情報の公開と共有に努めます。

個別施策	施策の展開
①情報の共有	・ 市民活動に関わる情報を一元化したホームページの適切な運用（団体の情報、市の協働に関する情報）
②情報発信・啓発	・ 市民活動への参加・参画の促進に向けた情報発信 ・ 広報誌やホームページ等による、市の制度やNPO・ボランティア団体の活動情報の発信 ・ 協働に関する講演会等の開催 ・ 市とNPO等とで協働して実施した事業に関する周知

「協働」という言葉を知っていますか？

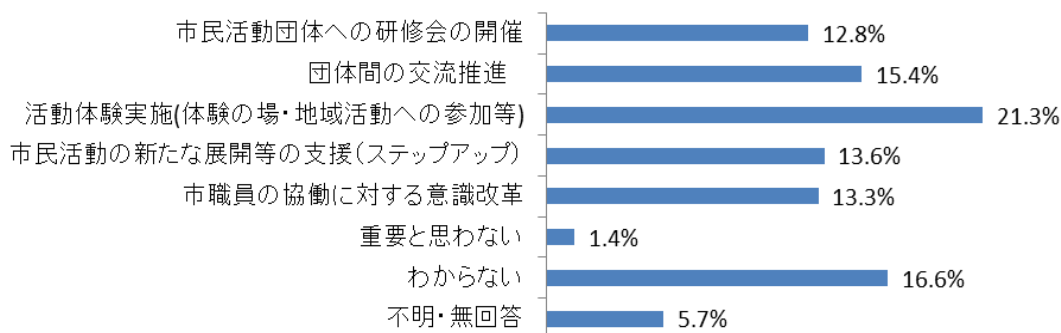


基本施策（２）人材の育成

市民活動に対する市民の関心を深め、市民活動を担うリーダーの養成講座や研修会の開催、また市民活動の第一歩を支援する取組など、人材の育成に努めます。

個別施策	施策の展開
①学習機会の提供	・ 協働推進の講座や、市民活動団体の運営に関わる研修会など、対象者のニーズにあった研修会の開催
②活動・交流の場の提供	・ 市民や市民活動団体と市（職員）の交流の推進 ・ 市民活動団体同士の交流の推進 ・ 先進自治体との情報交換や近隣市町との交流促進 ・ まちづくり・コミュニティ（行事・イベント等）の支援
③市民活動団体の育成	・ 市民が市民活動に踏み出す際の第一歩の後押し及び市民活動の新たな担い手の育成（市民活動ステップアップ補助金等）

「人材育成」に関して、新しい計画で重要なものは？

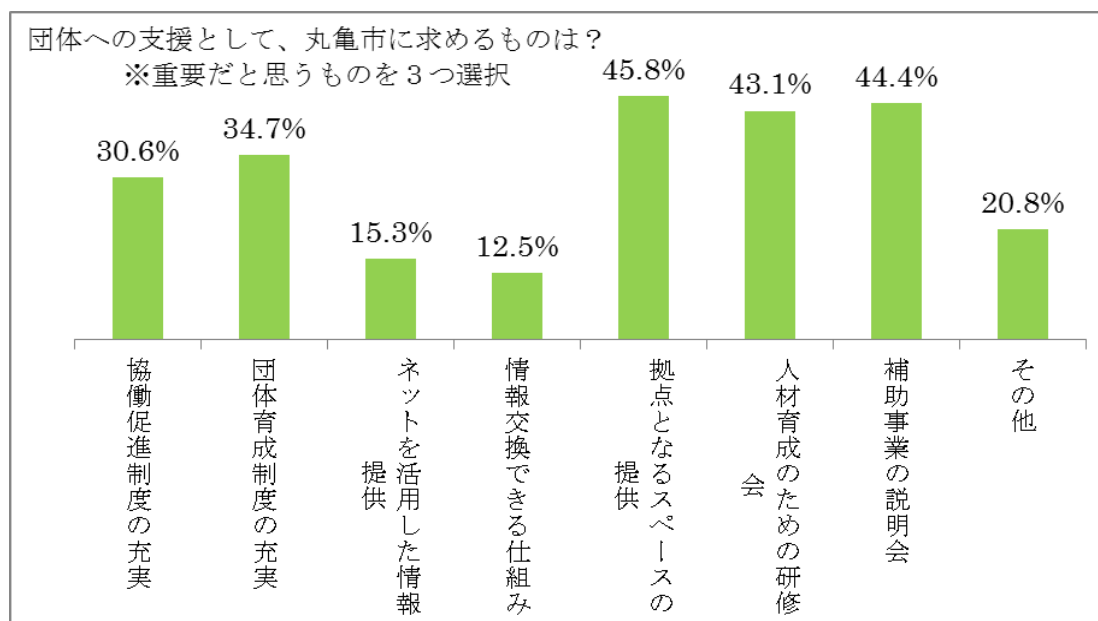
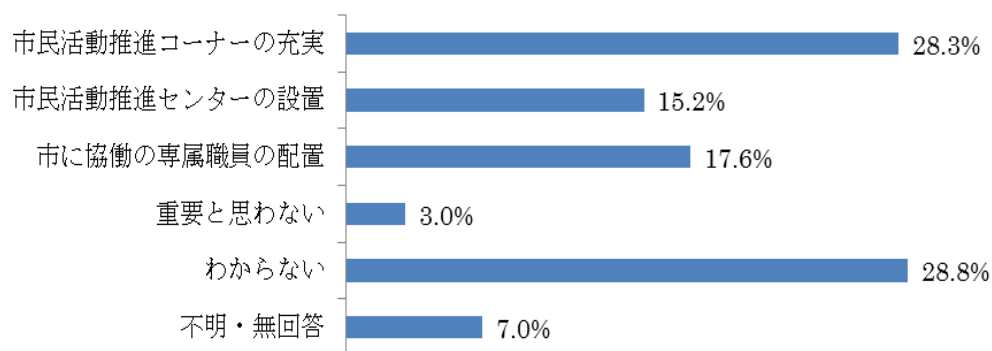


基本施策（3）活動基盤の整備

協働の担い手である市民や市民活動団体の活動を支援し、市民活動をさらに活性化するため、市民活動を担う各主体が相互に情報交換・共有できる環境の整備や、相談できる体制など、活動基盤を整備します。

個別施策	施策の展開
①活動拠点の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点や市民活動拠点としてのコミュニティセンター整備 ・市民交流活動センターの機能や運営のあり方に関する、市民や市民活動団体のニーズをもとにした検討・整備
②相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の掘り起こしや課題解決に向けた市の対応の窓口や専門的なコーディネーターの設置、利用者の利便性等にも配慮した相談窓口の設置について検討
③担い手の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市や市民活動団体、地域など、団体間をつなげる、中間支援を担う人材、組織の育成支援 ・コミュニティの育成、支援 ・クラウドファンディングの普及・啓発

「基盤整備」に関して、新しい計画で重要なものは？



丸亀市の市民活動に関するアンケート（平成25年7月実施）より

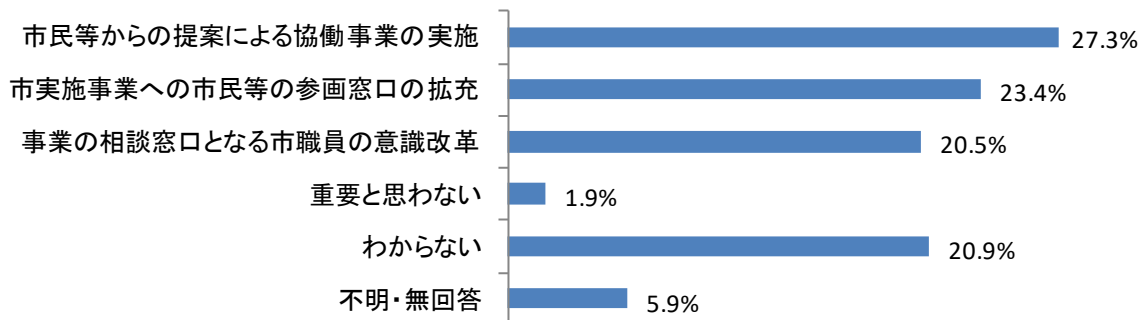
基本施策（４）交流・連携の推進

情報の一元化と共有をはかり、市民活動や協働に関する情報の集約と団体間の情報交換などを促進し、ネットワークを構築します。

さらに、市民等からの提案による協働事業や市からの提案による協働事業を推進し、新たな公共サービスの担い手の育成や地域の課題・社会的な課題の解決に市民等の力をいかせるよう、相談窓口となる市職員の意識改革も進めながら、環境整備を図ります。

個別施策	施策の展開
①ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・HP を活用したネットワークの形成 ・市民活動団体と市の双方向での情報発信
②参入機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの提案による協働事業の実施 ・市提案による協働事業の実施 ・協働事業実施への支援
③大学等との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等と連携した事業の実施 ・大学生の参画機会の拡充

「協働して行う事業」について、新しい計画で重要なものは？



《参考》－信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例－

（参入機会の提供）

第 11 条 市は、市民活動を行う市民等に対し、委託その他の方法により、市が行う事業への参入機会を提供するよう努めるものとする。

（公表及び説明責任）

第 12 条 市は、第 10 条の規定（市民活動に関する必要な支援）に基づく支援及び前条の規定に基づき実施する事業については、実施過程においてその内容を公表しなければならない。

2 市及び前 2 条の規定により支援を受け、又は事業に参入した市民等は、事業実施後の評価等について、説明責任を果たさなければならない。

施策の体系図

将来像…

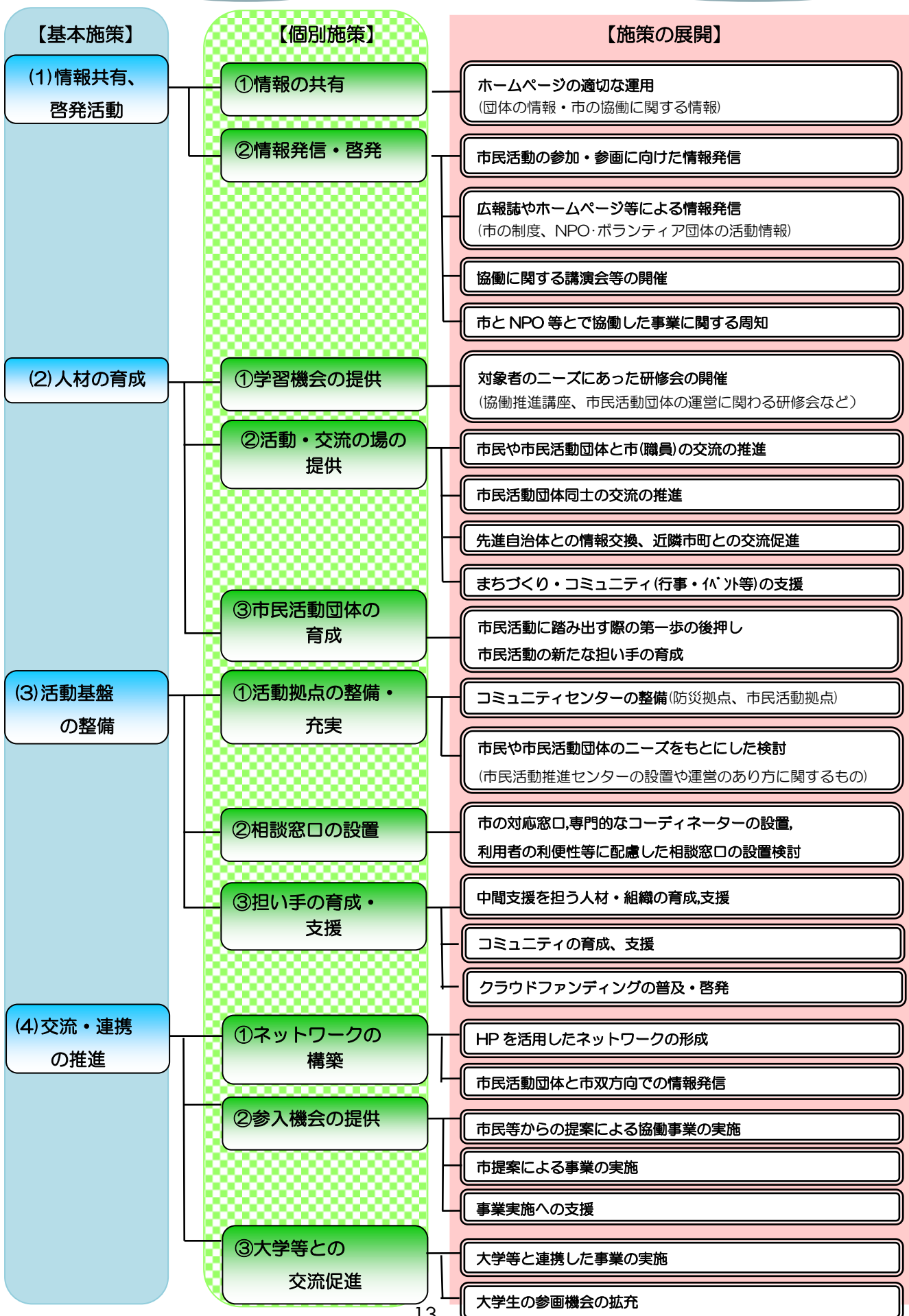
～市民の力が活かせるまち・いきいきとした個性豊かで活力あふれるまち～

基本方針…

自主性・自発性の尊重

情報の共有と連携

相互信頼のもとでの対等な協力



施策の実施スケジュール

市が協働実行計画に基づいて実施する施策のスケジュールを以下のとおりとします。
 ※このスケジュールは毎年度、施策の取組状況等に応じて見直しを行います。

基本施策	個別施策	年次計画			備考
		2022年度	2023年度	2024年度	
(1) 情報共有、啓発活動	①情報の共有	→			市及びマルタス HP における市民活動情報の適切な運用
	②情報発信・啓発	→			チラシや SNS 等による市民活動情報の発信、協働事業の周知
(2) 人材の育成	①学習機会の提供	→			スキルアップ研修の開催や他団体の活動事例の紹介
	②活動・交流の場の提供	→			市民活動団体等同士の交流会などの開催
	③市民活動団体の育成	→	→	→	市民活動ステップアップ補助事業の実施
(3) 活動基盤の整備	①活動拠点の整備・充実	→			効果的な市民活動を生み出す運営
	②相談窓口の設置	→			マルタス内市民活動支援カウンターにおける相談業務
	③担い手の育成・支援	→			新たな人材発掘及び育成、コミュニティへの支援
(4) 交流・連携の推進	①ネットワークの構築	→			SNS 等を活用したネットワーク形成
	②参入機会の提供	→	→	→	提案型協働事業の実施
	③大学等との交流促進	→			協力・連携体制の構築

2 分野別事業

本計画に示す施策をベースとして、各分野で実際に行われる事業を第二次丸亀市総合計画の体系に沿って整理し、「分野別事業」として別紙「分野別事業一覧」にまとめています。

■市の将来像を実現するための5つの基本方針（第二次丸亀市総合計画）

- ① 心豊かな子どもが育つ
- ② 安心して暮らせる
- ③ 活力みなぎる
- ④ 健康に暮らせる
- ⑤ みんなでつくる

分野別事業一覧には、丸亀市で行われている、又は今後行う予定の協働事業に関わる項目について記載し、毎年度、協働事業の実施状況に応じて見直しを行います。

《参考》分野別事業一覧より抜粋

基本方針ごとに分類

①心豊かな子どもが育つ

事業名称	協働のパートナー					事業概要
	地域住民	コミュニティ・自治会	NPO・各種団体	大学・企業他	市役所	
地域子育て支援拠点事業(旧ひろば型)						乳幼児やその保護者が気軽に集える場を提供し、和やかな雰囲気の中で情報を交換し合い、学び合える共助型支援事業を実施することにより、「安心して子育て・子育てができる環境づくり」を市委託事業として、市民団体・コミュニティ等が行う。
ファミリー・サポート・センター事業	☆				子育て支援課	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、助けあふ事業で、市からの委託を受け、丸亀市社会福祉協議会が運営している。

協働事業を行うパートナーに「☆」印を記載

事業名称：市が市民や市民団体等と現在連携して行っている、又は今後行う予定の事業の名称

協働のパートナー：協働事業をともに行うパートナー

事業概要：協働のパートナーと市が実施する事業の説明

第5章 推進体制

1 客観的な視点の活用

(1) 自治推進委員会

自治推進委員会は、丸亀市協働実行計画の進捗状況について、市の報告にもとづく評価及び見直しに関する提言等を行います。

《参考》－信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例－

(自治推進委員会への諮問)

第14条 市長は、市民活動及び協働の促進に関し重要な事項については、自治基本条例第21条第1項に規定する自治推進委員会に諮問しなければならない。

(2) アンケート調査

市は、協働や市民活動、まちづくりへの参画に関する市民の意向や認識を把握するため、アンケート調査を行うとともに、市民活動団体等に対しては随時ヒアリングや意向調査などを行います。

2 庁内体制の整備

(1) 協働推進担当課の役割

協働を所管する課は、各課への協働に関する情報提供や協働についての一般的な相談等の対応、研修会の開催のほか、複数の課にまたがる事業については、庁内調整を行うなど、協働事業の円滑な実施に向けた支援を行います。

また、市役所も丸亀市内で協働を担う事業所のひとつという認識を持てるよう、職員の意識付けを行い、モデル事業所として、職員が協働に参加しやすい環境の整備を進めます。

《参考》－信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例－

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、また専門性を有する組織として、市民活動に協力し、又は支援し、市民活動の促進に努めるものとする。

(2) 事業実施担当課の役割

担当課は、協働推進員（次ページ参照）を中心として、協働して事業を実施する相手方が相談・提案しやすい体制づくりを行うとともに、所管する業務について、協働の推進に努めます。

(3) 協働推進員の役割

市各課に配置する協働推進員は、市民等との協働に関する理解を深め、協働のまちづくりを積極的に推進します。

役割	説明
市役所内での活動	協働推進連絡会へ参加し、協働に関する理解を深めるとともに、市民活動団体等からの相談に応じ、協働に係る提案を行うなど、所属部署における協働の窓口となる。
協働推進連絡会	すべての協働推進員をメンバーとして構成し、各年度の事業確認など協働事業に関する全体的な情報を共有し、協働事業を推進する。

《参考》一丸亀市協働推進員設置規程一

第1条

市民及び地域市民活動団体（NPO 法人、地域コミュニティ、ボランティア団体その他の市民活動団体をいう。以下「活動団体」という。）との協働のための環境を整備し、及び協働を推進するため、課（丸亀市庁議等に関する規則（平成17年規則第13号）第3条第2号に定める課をいう。）に協働推進員（以下「推進員」という。）を配置する。

(4) 職員への啓発

市は、研修や地域に溶け込んだ活動などを通じて、市職員の協働に関する意識の高揚を図ります。

取組	取組の例、説明
事例集の作成	<ul style="list-style-type: none"> 事例集を作成するなかで、協働事業の内容を検証し、協働の手法や実施にあたってのノウハウを得るとともに、各課にフィードバックする。 写真等を活用し、実際の活動状況や経過がわかるような表現に努める。
研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動への理解を深め、活動団体との意識の共有を図る研修会の開催 協働推進のための講座の開催
地域に密着した活動の展開（地域担当職員制度の導入）	地域担当制により、市役所職員が地域において様々な行政情報を提供し、地域の声に耳を傾けることで、地域の課題やニーズを的確に把握できるような仕組みを確立する。

《参考》一信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例一

第8条第2項

市は、市民活動及び協働の促進について、職員の意識啓発を行うとともに、市民等からの協働の働きかけに対し、適切に対応しなければならない。

第6章 進行管理

(1) 実施状況の把握

市は、毎年度、計画の見直しにあたり、協働の推進に係る施策の妥当性や分野別事業の進捗状況を把握し、その結果を丸亀市自治推進委員会に報告します。

(2) 取組のチェック

市では、協働事業の実施前・実施・実施後の各段階において、注意すべき点を「協働の際のチェックポイント 市役所版(P24)」なども用いながら確認します。

また、他の事例も参照しながら、事業後の評価を行うことで、事業の達成度や、事業実施により見えた問題点を明らかにし、次の協働事業に反映させます。

資料集

(参考1) 事例の紹介

丸亀城ボードゲーム製作事業

1 協働の主体

- さぬきファミリーゲーム倶楽部
- 産業観光課

2 事業概要

2020年に市内外の様々なみなさまと開発をすすめてきた「丸亀城を舞台にしたボードゲーム」製品化。全国初の地元の観光素材を活用したボードゲームとして、丸亀城だけではなく丸亀市そのものをPRする新たなツールとして配布していきたい。また市内小中学校へ寄贈し、市民団体のメンバーと一緒に遊ぶことによって、丸亀の愛着を高めるとともに観光教育の推進を図ることと、石垣修復プロジェクトとの連動を目標としている。



3 事業を行うこととなった背景（きっかけ）

- ①県外外の丸亀城及び石垣崩落の認知度が低い。
- ②コロナ禍で丸亀市全体のPRの機会が減り、観光分野の低迷が続いている。
- ③おうち時間が増え、大人・子ども問わず自宅で過ごす時間が多くなっている。

4 役割の分担

市の役割	市民等の役割
ボードゲームの監修、PR、配布	ボードゲームの製作、PR、配布

5 取組の状況

- 6月 パッケージデザインなどの調整
- 7～9月 部品等調達、発注
- 10月 完成…ゲームルール動画及びプレイ動画撮影、チラシ、ポスター制作配付
- 11月 マルタスにて「完成&報告会」開催
- 12月 ふるさと納税返礼品等開始

6 事業の効果

- ・団体と市担当課との連携により、学校等幅広い場所において活用できた。
- ・ふるさと納税返礼品として全国に向けて提供することにより、丸亀市全体の効果的な情報発信となった。

7 実施年度 令和3年度

「慢性疾患を抱える子どもと家族をささえる本」の作成・配布事業

1 協働の主体

- 特定非営利活動法人 未来 ISSEY
- 丸亀市福祉課、子育て支援課、健康課

2 事業概要

小児慢性特定疾患を抱える子どもと家族に、必要とする支援を早急に届けるため、既に認定された子どもと新規認定者の支援事業の基本が記載された冊子を作成・配布する。また、小児慢性特定疾患の子どもに関わる教育・保健・福祉・医療関係者と支援団体未来 ISSEY との連携を広げ、互いに病弱児の理解を深める。

3 事業を行うこととなった背景（きっかけ）

小児慢性特定疾患認定者とその家族は、長期入院や入退院を繰り返す。支援を頼みたいが誰にどのタイミングで相談したらいいのかわからないといった実態を知り、情報がまとまった冊子を作成し、必要な人に届けたいという思いから事業を行うこととなった。

4 役割の分担

市の役割	市民等の役割
<ul style="list-style-type: none">・活動や制度の情報提供、完成した本を関係窓口へ配置・香川県中讃保健福祉事務所等との連絡、情報交換、紹介	<ul style="list-style-type: none">・冊子の作成（情報収集、編集等）・必要な家族への情報提供

5 取組の状況

必要とされている情報の確認をするため、体験者からのヒアリングを行い、また、掲載内容については関係機関へ確認し、当事者が必要な情報を得られる冊子を作成した。完成した冊子は、香川県中讃保健福祉事務所をはじめ、子育て世代が利用する窓口を中心に配置した。

6 事業の効果

- ・団体と市が協働で取組むことで、効率的に情報収集ができ、配布先も広がった。
- ・公的な支援と民間支援が複雑で多岐にわたる内容を冊子にまとめつつ、関係性を構築することができた。



7 実施年度 令和2年度

「丸亀市市民交流活動センター」に関する市民ワークショップ、アンケート調査等

1 協働の主体

市民等及び丸亀市市民活動推進課

2 事業概要

本ワークショップは、「市民交流活動センター管理運営計画」に定めている施設の役割や基本的な機能等を念頭に、市民からアイデアをもらいながら、市民ニーズに沿ったより具体的な運営内容等を検討することを目的とした。

3 事業を行うことになった背景（きっかけ）

市民と市民、市民と行政、市民とNPO、行政とNPO等の結びつきや交流を深める場として、また丸亀市の将来を担う「人づくり」の場として、2020年に新たに誕生する「市民交流活動センター」開館のため、本事業実施にいたった。

4 役割の分担

市の役割	市民等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 ・ワークショップの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート ・ワークショップの参加

5 取組の状況

市民活動団体、各分野で活動している人、大学や企業、学生などを対象にワークショップ等やアンケートを実施した。

- ワークショップ等 477名
- アンケート 1,661件

6 事業の効果

- ・ワークショップを開催していくなかで、センターに関心を持ってもらい、開館後に携わってもらえる人材発掘を行う。
- ・意見等は今後センターの具体的なサービス等に参考にする。

7. 実施年度

平成29年度～令和元年度

実施日	ワークショップ対象者
H29.9.3	市民全般
H30.3.19	子育て関係
H30.4.21	市民全般（講演会）
H30.8.21	市民活動団体
H30.8.28	図書関係
H30.10.18	子育て関係
H30.11.15	学生
H30.11.16	子育て関係
H30.11	市民全般（アンケート）
RO1.9.6～8	市民全般（アンケート）
RO1.9.11～19	市民全般（アンケート）
RO1.10.6	市民全般
RO1.10.7	市民活動団体
RO1.10.7	市民活動団体
RO1.10.10	生涯学習推進員
RO1.10.10	大学、企業等
RO1.11.11	市民全般

地域限定の情報を掲載した健康カレンダーの作成



1 協働の主体

- 飯野地区地域づくり推進協議会
- 丸亀市健康課

2 事業概要

健康に関わる情報と地域の行事を掲載した健康カレンダーを地区コミュニティと市の協働により作成した。普段目にするカレンダーに健康に関する情報や地域独自の行事等の身近な情報を掲載することで、幅広い年齢層に、自然に地域や健康に関して興味を持ってもらえるようなものになった。今後はこれをさまざまな地域の行事等の際に活用し、地域と市で一緒に健康づくりを進める予定としている。

3 事業を行うことになった背景（きっかけ）

第二次丸亀市健康増進計画策定に伴い行ったアンケート結果にもとづき把握した地域の健康課題について市から情報提供を行い、地区コミュニティと市が話し合いを行った。そこで、生活の中で目にする機会の多いカレンダーを地区コミュニティと市が協働して作成し、これをもとに健康づくりを進めるという取組を行うこととなった。

4 役割の分担

市の役割	団体の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査に基づく地区の健康課題等の情報提供 ・打ち合わせ会の進行 ・健康づくりに関する情報の提供 ・内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事等の内容の集約 ・打ち合わせ会の周知、参加 ・地域内での協議、校正 ・カレンダーの配布

5 取組の状況

「飯野町健康カレンダー」を作成し、地区コミュニティより市民に配布した。

6 事業の効果

- ・自治会長会や小学校の運動会といった「地域の情報」と「市の情報」を月ごとに掲載しており、異なる性質の情報を一度に確認できる、利便性の高いカレンダーとすることができた。
- ・市民が日常の生活の中で健康に関する情報に触れる新たなツールをつくることができた。

7 実施年度

平成29年度～

(参考2) 協働の際のチェックポイント 市役所版

実際に協働事業を行なう際に、市民活動団体、企業、そして市役所のそれぞれに気をつけてほしいポイントがあります。このシートは、そういったポイントのチェックをしていただくためのものですので、協働を実施する際に参考にしてください。

STEP 1. 実施の前

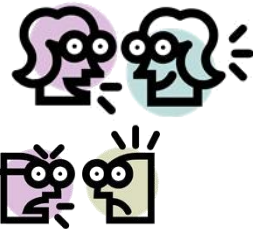
～垣根をはずして、話すことから始めよう～



チェック項目	ポイント
その事業は行政と団体とで協働すべき事業ですか？ <input type="checkbox"/>	協働事業は、他団体と協力することで、事業の効率性や質の向上が見込まれる事業が適していますが、事業によっては、行政の関与が他団体の独自性や自主性を阻害する場合があります。事業が協働に適するものかどうか、実施前にしっかりと確認しましょう。
お互いの目的や立場、協働によって組織としてどんな効果を期待するのか、相手と話しあっていますか？ <input type="checkbox"/>	協働をする際、相手方は普段、別々の活動をしています。立場の違う者同士だからこそ、長所を生かしあうことができるよう、互いに理解し、 目的や役割分担を明確にしておくことが重要 です。
団体間の共通目標を設定していますか？ ～なんのために協働を行うのか？～ <input type="checkbox"/>	協働では、立場・思いの異なる複数の団体が、同じ目標の達成に向けて、互いを尊重しながら作業します。そういった違いを持つ者が、 何を共通目標として協働を行うのか、明確にしておくことはとても重要です。
それぞれ、自分に何が出来て、何が出来ないのか、対等な立場で考え、しっかりと話しあう機会を持っていますか？ <input type="checkbox"/>	相手に何をしてもらえるのかではなく、 まずは、目的達成に向けて自分（たち）に何ができるのか を考えましょう。そのうえで、お互いの足りない部分を補い合えば、より良い事業に近づくはずです。

事業実施前の話し合いを怠ると…

- お互いの長所（協働のメリット）を生かせない
- 相手の立場がわからないまま、自分のルールを押し付けてしまう。
- 役割の一方的な押し付け
- 実施後「こんなはずじゃなかった」という不満
- 相手に対する誤解、それに伴う批判
- といったことが発生しやすくなります。



STEP 2. 実施

～自分も 相手も 対等な当事者～

チェック項目	ポイント
相手がいま何をしているか、見えていますか、知っていますか？ <input type="checkbox"/>	協働事業はどちらか一方が行なうのではなく、一緒に取り組むもの。相手の事業をなるべく見に行くなど、互いの存在を意識し、関心をもって取り組みましょう。

チェック項目	ポイント
相手が困っていることはないですか？ <input type="checkbox"/>	同じ目標に向けて取組むパートナーとして、相手の状況を気かけ、困っていることがあれば、意見交換し、いっしょに改善策を話し合しましょう。
当初の目標や活動状況について話し合う機会はありますか？ <input type="checkbox"/>	事業を進めるなかで、計画と違う状況が生じることはあります。ときには原点に立ち返り、互いに向かう方向にずれが生じてきていないかを確認し、話し合いながら、軌道修正も柔軟に行ないましょう。
それぞれに持つネットワークを有効に使っていますか。 <input type="checkbox"/>	協働のメリットには、各担い手が元々持っているネットワーク・つながりを活用できるということがあります。できるだけ多くの人に情報を拡散し、巻き込むことで、事業の効果や質の高まりが期待できます。

当事者意識が薄く、相手にまかせっきりにしていると…

- 全然見にも来ない ⇒ 興味がないと思われ、今後の信頼関係にも影響が…
- 「困っていたのに助けてくれなかった。」
「言わないから困っているのがわからなかった。」というすれ違いが生じる
- せっかく実施した事業も、「実施した」という形だけのものになってしまい、効果が得られない。
- 一方に「自分だけがしんどかった」という悪い印象が残り、今後の協働・活動につながらない。



STEP3. 実施後の評価・見直し

～次につなげるために～



チェック項目	ポイント
協働してみて良かったこと、思うようにいかなかったことについて話し合いましたか？ <input type="checkbox"/>	協働は、事業が終わればそれで終わりではありません。お互いの良かったところ、思うようにいかなかったところを話し、気づきあうことで、事業の振り返りができ、より内容の濃い経験とすることができます。
目標と比べて結果はどうか、確認しましたか？ <input type="checkbox"/>	設定した目標と比べて、実施後の状況はどうかを確認することで、成果を客観的に見ることができます。
事業の成果について、広報はどのようにおこなうのですか？（役割分担） <input type="checkbox"/>	せっかく事業をしたのであれば、たくさんの人に知ってもらいましょう。あなたの事例が次の取組の参考になり、他の人の活動にも生かされることでしょう。

評価という作業をしない場合…

- 事業の効果もあいまいで、事業の達成感が得られない
- 次にも同じような失敗を繰り返してしまう
- 事業に対する認知がされず、丸亀市で協働が広がらない。

(参考3) 丸亀市の市民活動に関するアンケート（平成25年7月実施）

アンケートの概要

- 1 調査目的 市民活動をしている現場の方の意見・ニーズを把握し、第2次協働推進計画策定にあたって、本市における市民活動支援のあり方を考える資料とすること。
- 2 調査時期 平成25年7月
- 3 調査対象 市内で活動する市民活動団体（NPO法人、NPO）
- 4 調査方法 調査票による郵送
- 5 回答数等

	H25.6.1現在 対象団体数	回答数	回答率
NPO法人	31団体	17団体	54.8%
NPO	122団体	55団体	45.1%
うち、市民活動情報 ネットワーク登録団体	54団体	39団体	72.2%
合計(NPO法人+NPO)	153団体	72団体	47.1%

市民活動情報発信ネットワークとは

市民活動団体に関する情報を広く発信することで、市民活動団体についての認識の向上を図るとともに、様々な主体間での連携、協働によるまちづくりの促進に寄与することを目的に、市に団体の情報等を登録する仕組み（任意）。

市では、登録いただいた団体の情報を広く発信しているほか、補助金等の情報を団体向けに発信しています。

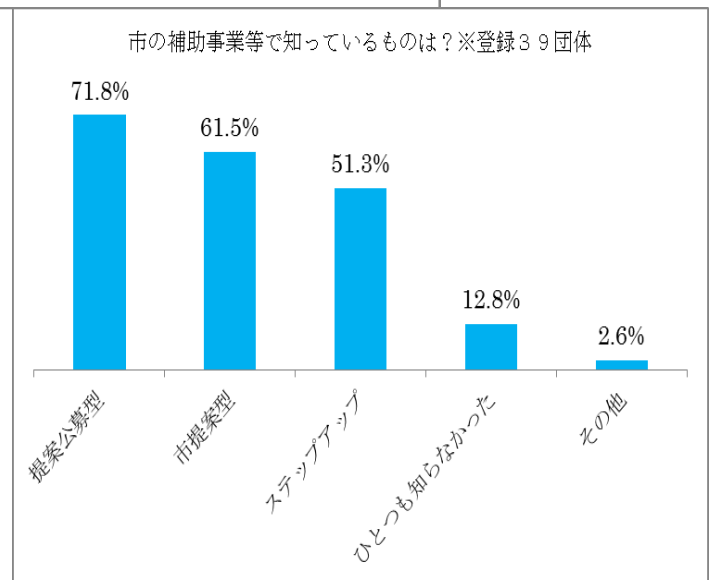
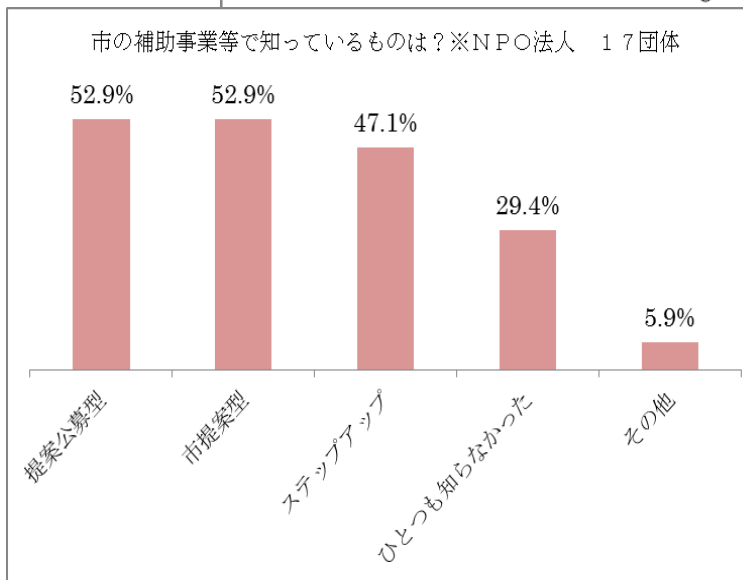
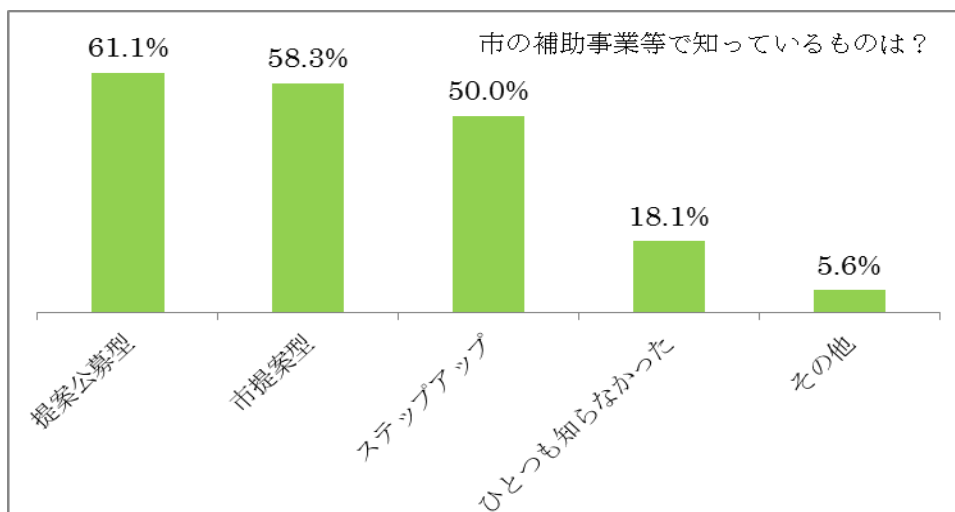
結果の概況

1 施策の認知度について

市が実施している市民活動団体への補助事業等の認知度は、提案公募型協働事業が61.1%、市提案型協働事業が58.3%、市民活動ステップアップ補助事業が50.0%という結果となった(重複回答あり)。

このうち、ステップアップ補助事業については、半数程度の認知度にとどまっており、3つの施策のいずれも知らないという団体は2割弱であった。

NPO法人では、認知度は全体より低い傾向にあり、いずれも知らないという団体は3割弱となっているものの、情報発信ネットワーク登録団体(以下、「登録団体」という。)では全体よりも高い認知度となっていることから、情報発信ネットワークのある程度の有効性が見られた。



【その他意見】

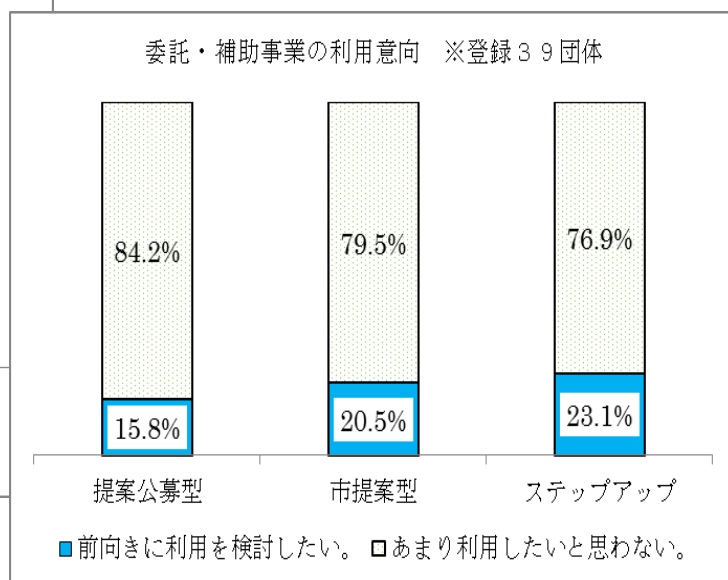
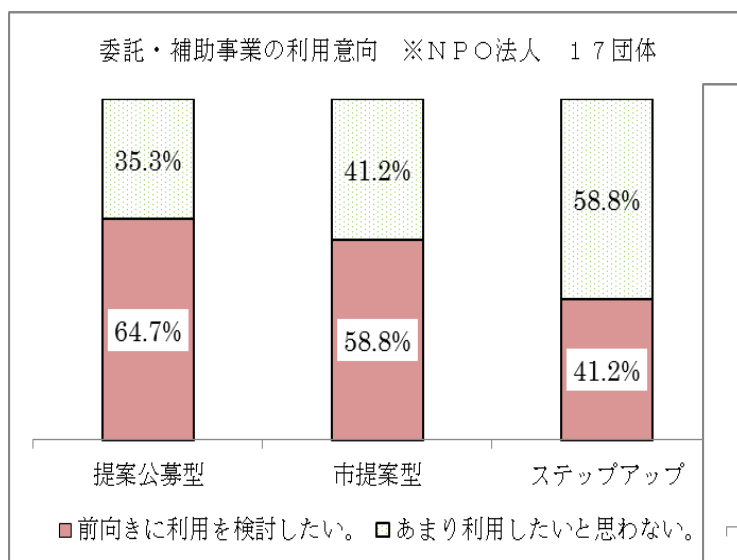
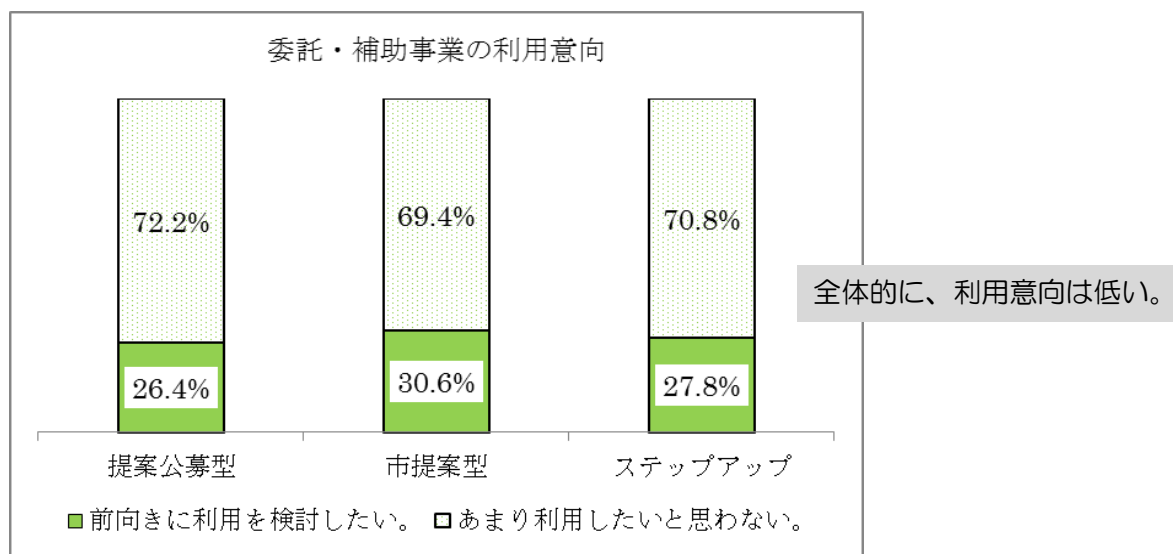
- 各種委託事業はあると思っていたが、具体的には知らない。
- 補助を受ける意思がない。 • 文化芸術振興事業
- 共同募金助成金、コミュニティ助成金等

2 施策の利用意向について

提案公募型協働事業、市提案型協働事業、市民活動ステップアップ補助事業の各施策の今後の利用意向について「①前向きに利用を検討したい」「②あまり利用しようと思わない」の2つの選択肢で確認した。いずれの施策も「あまり利用したいと思わない。」が約7割を占めている。

NPO法人では、提案公募型・市提案型事業に関する利用意向が全体の割合と逆転しており、提案公募型・市提案型事業への参加意向の高さがうかがえるが、登録団体では全体よりも利用意向は低い傾向が見られる。

次の問いでは、「あまり利用したいと思わない。」と回答した方にその理由を確認している。

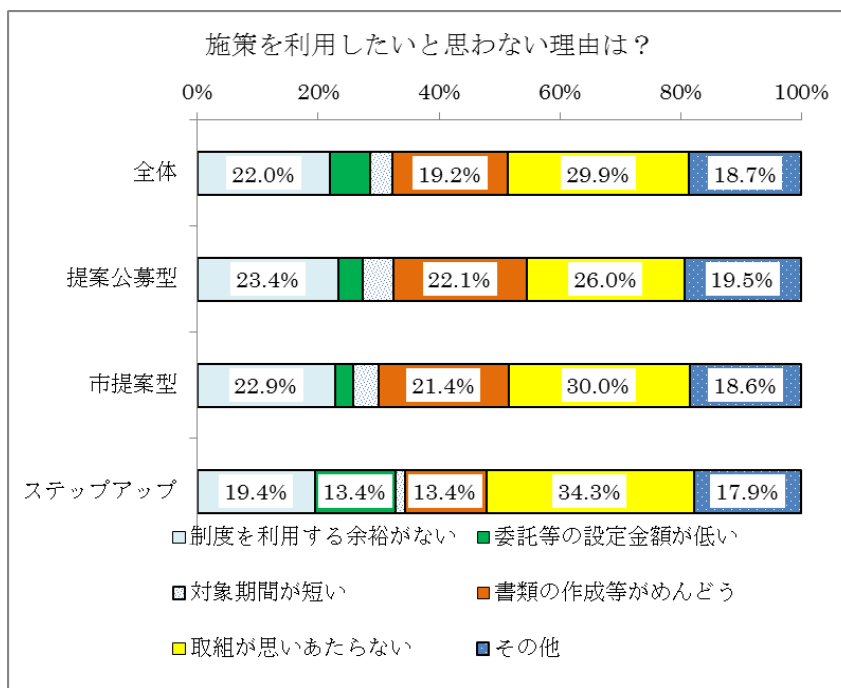


NPO法人では、前向きに利用を検討したいという割合が高かった。

3 施策を利用したいと思わない理由

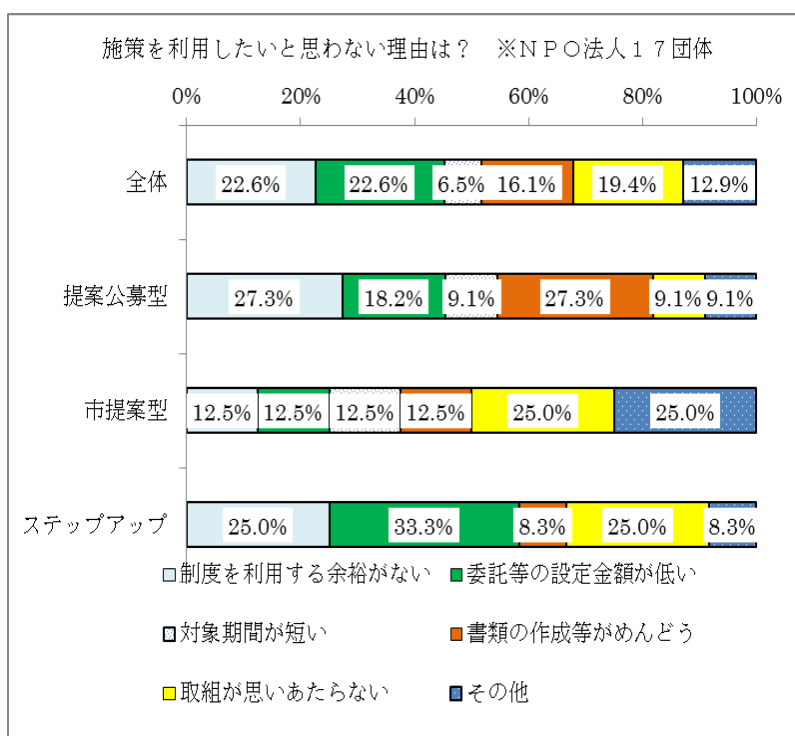
「施策を利用したいと思わない理由」として、取組が思いあたらない（29.9%）、制度を利用する余裕がない（22.0%）、書類の作成等がめんどろ（19.2%）、その他（18.7%）であった。

このことから、これまでに採択された取組の情報提供や、利用が少しでも簡素化されるよう行政側の工夫が求められる。また、市民活動ステップアップ補助事業は、「取組が思い当たらない」、「設定金額が低い」（5万円が限度）といった回答が他施策よりも多く見られ、登録団体でもほぼ同じような傾向が見られた。



NPO法人で見ると、全体的に委託等の設定金額が低いという回答が増えており、提案公募型では、全体のステップアップ補助事業の委託等の設定金額が低いという回答が、提案公募型で全体（上表）の3.9%から18.2%へ、市提案型が2.9%から12.5%へ、ステップアップでは13.4%から33.3%まで上昇している。

また、提案公募型では、取組が思いあたらないという回答が全体の26%から、NPO法人では9.1%に大幅に減少しているところも特徴的である。



【その他意見】

(1) 提案公募型協働事業

市と関連する団体しか採用にならない仕組みだから。
当会の事業目的と異なるため。
OB 退職者を対象に、活動を行っているため。
小グループでは活動の幅を広げられない。
利用する目的でない。自分たちのボランティアの範囲内でやれ、束縛されない。
自分たちの日々の活動があり、それを大事に継続したいので。
以前応募したが、不採用だった。(2件)
すでに取り組んだ。
構成メンバーの年齢、人数等から考えて難しいと思われる。
常駐事務局員が決定したときに検討予定です。
島内住民が高齢と過疎のため若いスタッフが不足
金額より、5年とか長期での委託料がありがたい。その際、金額は低くてもかまわない。
採用条件、審査内容がよくわからない。

(2) 市提案型協働事業

市と関連する団体しか採用にならない仕組みだから。
計画にも人材不足で継続が難しい。
小グループではパワーがない。
ボランティア団体なので必要がない。
利用するには、市役所内の担当課が「協働」を理解しておらず、できない。
構成メンバーの年齢、人数等から考えて難しいと思われる。
Q2, Q3 その後、スタッフも高齢化して難しい。
島内住民が高齢と過疎のため若いスタッフが不足
採用条件、審査内容がよくわからない。

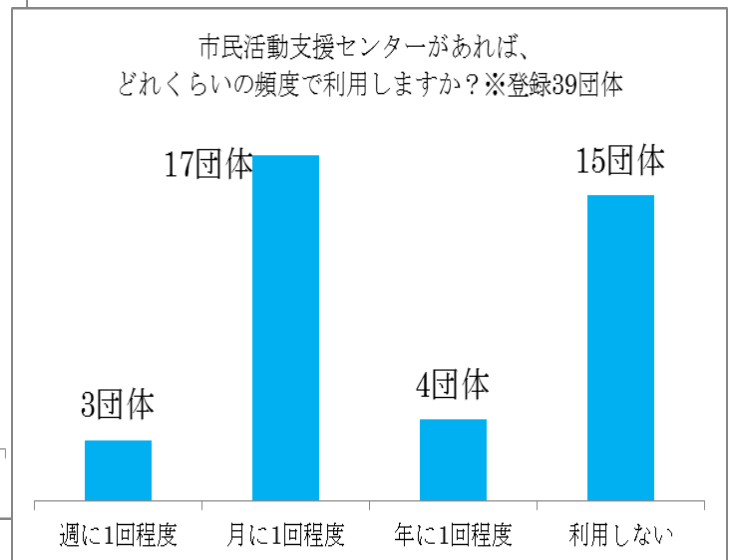
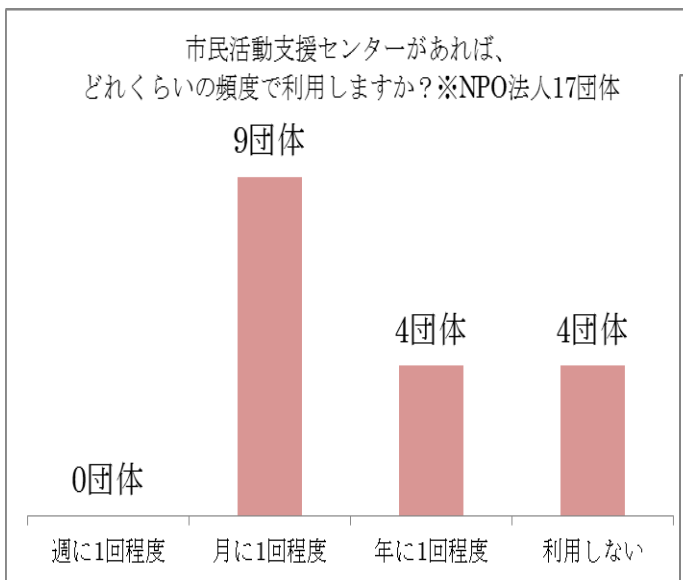
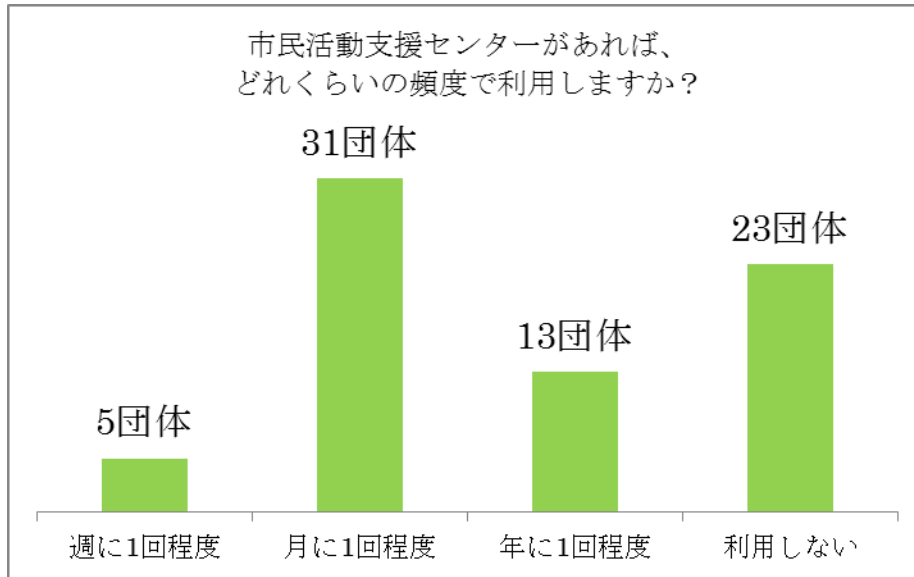
(3) ステップアップ補助事業

市役所と関係のある団体しか補助の対象としていないため、市役所のOBなどを有していない団体は、適用される可能性がないため。
ステップアップの意味が理解できない。途上のものにお金を出すのですか。
小グループではパワーがない。
自前で色々やっている。又、香川県及び他自治体、関連団体といろいろ協力している。
Q2, Q3と同じ。指示されてやる目的の団体ではない。
以前利用したが、担当課の理解がなく、その後の市政に活かされなかった。
団体の規模を考えると、今以上活動を広げるのは無理のようです。
スタッフも高齢化して、新規会員の入会も難しいので、現状維持で、地域に根ざした身の回りのボランティアを続けたい。
現状では若い人が不足しているため無理です。

4 市民活動支援センターの利用頻度について

市民活動センターの利用について、72名中約7割弱の団体が利用すると回答した。そのうち、月に1回程度の利用（31団体）が最も多く、次いで、年に1回程度（13団体）という結果となった一方で、利用しないと答えた方も全体の約3割（23団体）見られ、NPO法人・登録団体でも、月に1回程度の利用が多かったが、登録団体では、利用しないという回答が4割弱もあった。

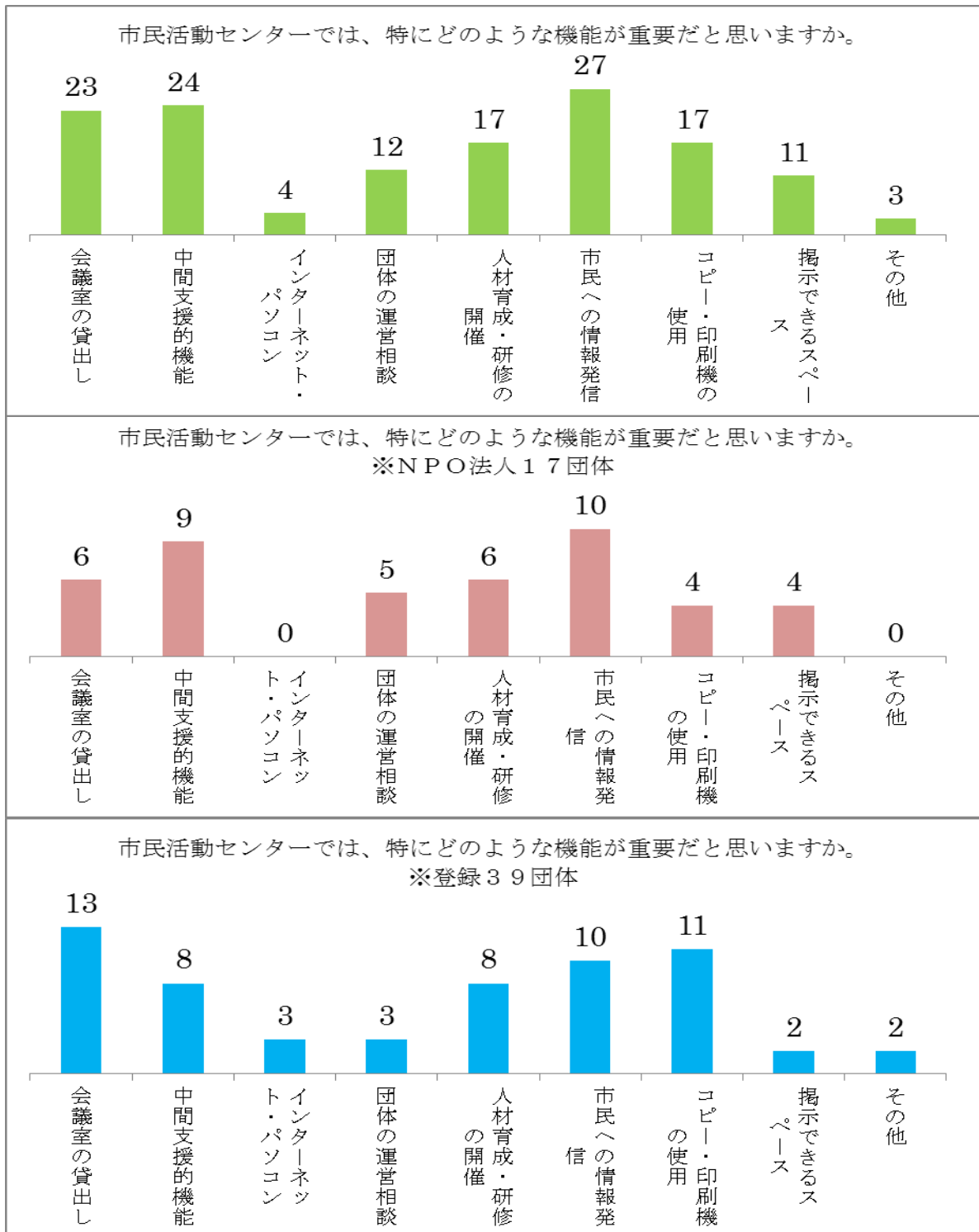
こういった利用頻度に係る意向は、市民活動支援センターの規模や運営のあり方、コーディネーター等の配置を検討するうえで、参考とすべきと思われる。



5 市民活動支援センターに求める機能について

市民活動支援センターに求める機能のうち、重要な3つを選択してもらったところ、「市民への情報発信」が最も多く、「中間支援的機能」「会議室の貸し出し」という結果となった。NPO法人でも同様の傾向が見られたほか、登録団体ではコピー・印刷機、会議室の貸し出しが多くなった。

その他の回答についても、大きな差は見られなかったものの、インターネット・パソコンに関しては、一般的な普及が進んだこともあり、重要度が以前よりは低くなっている。



【その他の意見】

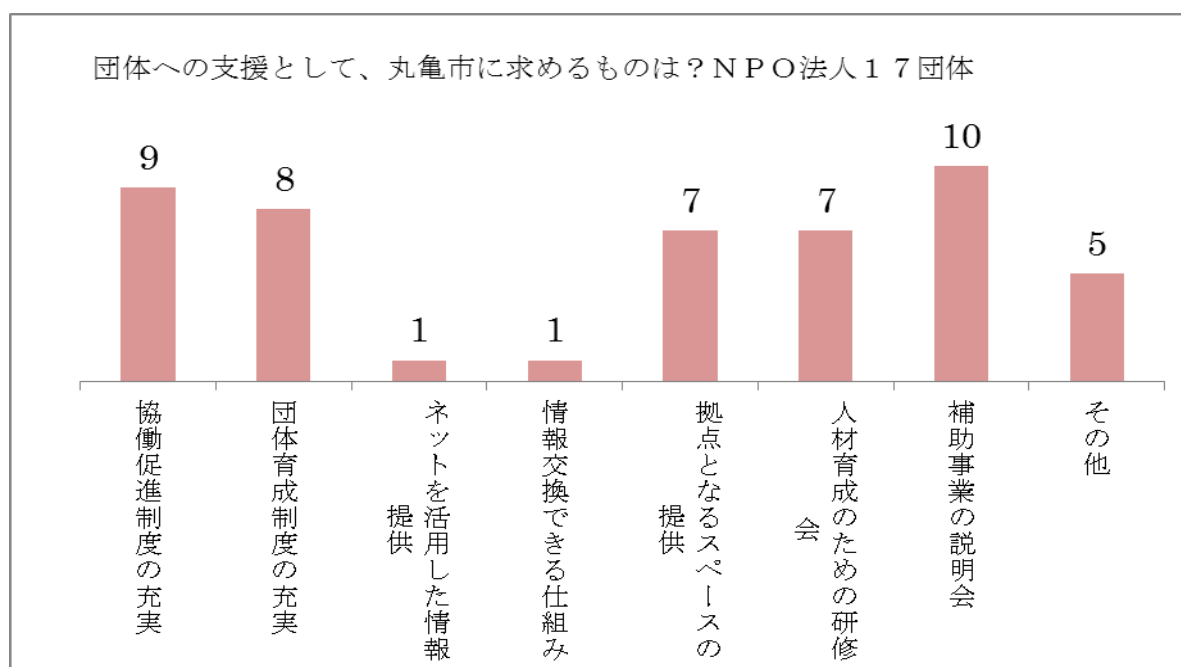
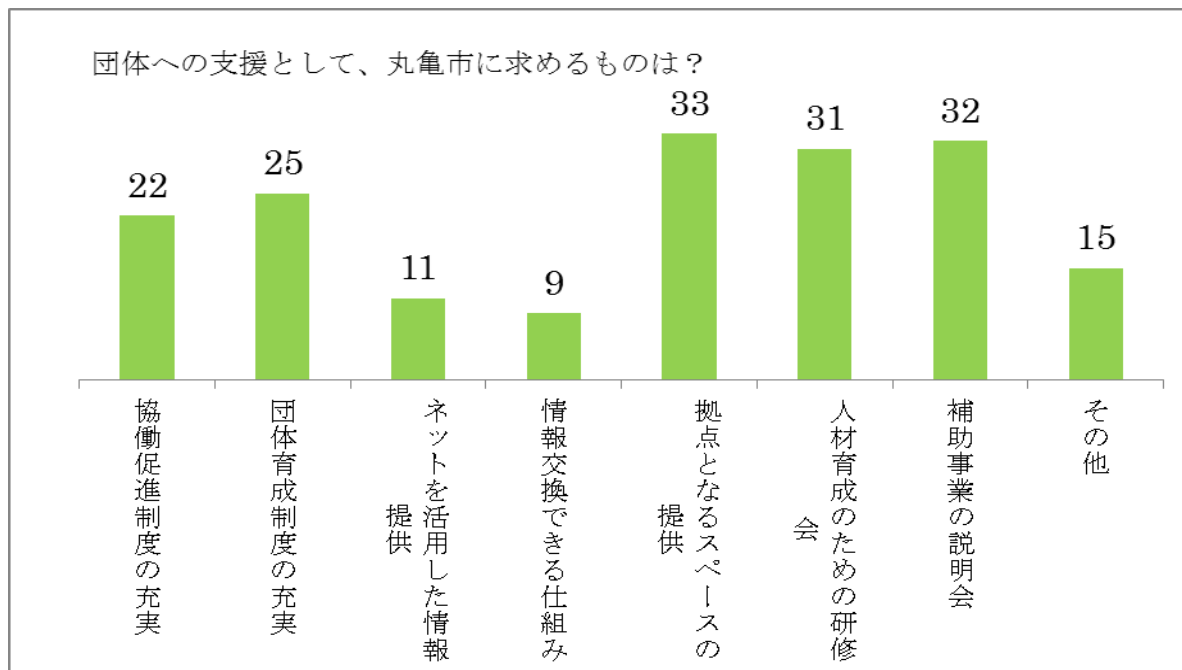
- ・島での島内外の若い人たちとの交流
- ・ロッカーなど、団体の備品を置けるスペース

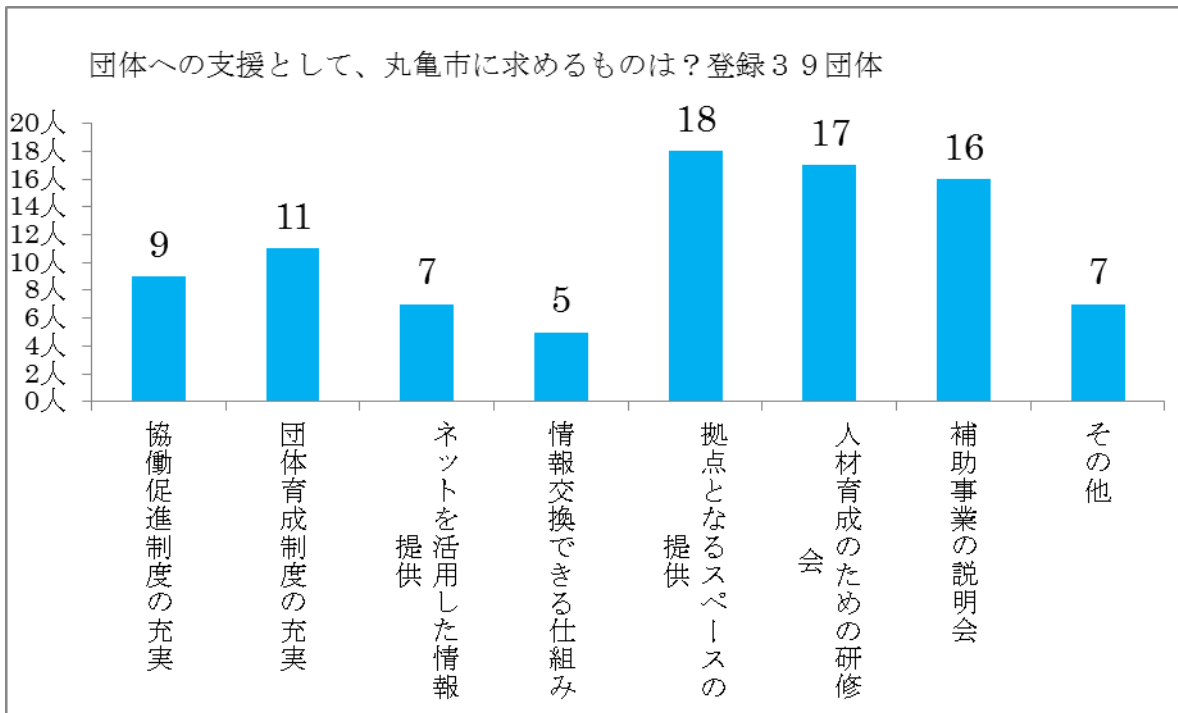
6 団体への支援として、市に求めるものは？（重要なものから3つ）

団体側から市に求める支援としては、「拠点となるスペースの確保」「補助事業の説明会」「人材育成のための研修会」の順番で回答が多く、「活動する場」「財源の確保」「人材の育成・確保」という点で支援を必要としている状況がわかる。

また、「ネットを活用した情報提供」「情報交換できる仕組み」については、回答数は少ないものの、前頁の「市民活動センターに求める機能」で多くの回答があった。これは、「情報」という観点の項目が2つに分かれたことから、回答が分散した結果であると想定され、情報の重要性自体は数値ほど低くはないと思われる。この全体の傾向は、登録団体でも見られる。

一方で、NPO法人の結果では、グラフが全く異なる傾向を見せており、全体の項目に加え、「協働促進制度の充実」「団体育成制度の充実」を選択する団体が多かった。





【その他の意見】

役所の考えが古く、「目に見えるもの」にしか価値を見出せない。目に見えないものは対象となっていない。「物より思い出(トヨタ)」。以前応募したとき、「音楽が何の役に立つの」「杖のほうが役に立つ」と言われた。まさに丸亀市役所の古い体質そのもの。
広報啓発
現場を知り、課題を共有する。
市民活動支援センターの充実
市民活動の年間実績に対する補助金
要請があれば、検討・支援等を考えてほしい。
とにかく活動量です。あとは中間支援。それと、市役所内のコンセンサス。
短期ではなく、中長期的な事業が出来る制度があればありがたい。
市役所内の協働や市民活動への理解を深めること

7 自由意見

<p>市の税金によるこれらの事業は、市と関係する団体にしか対象としていない。応募するとコンペが行われ、「第三者委員会」という形で全課長出席のもと審査される。しかし、市の関連団体のみの場合コンペも行われず、そのまま補助金が支払われる仕組みになっている。税金がどう使われるかももう分かっている。</p>
<p>ボランティアの年齢も高齢化しており、後継者育成を急がなければならない。年2回程度周知する機会があればよいと思います。</p>
<p>一朝一夕に技術が身につくという活動団体ではありませんので、提案公募、市提案型、ステップアップ]の利用や協働事業は難しいと思います。</p>
<p>市民活動が今後活発になるよう期待しております。</p>
<p>1.委託料の支払いを市の期末ではなく事業終了時とされたし。(民間では金払いが遅れると高額になる) 2.当会の事業は活動分野が「文化」「鳥おこし」につながるものですが、現場のニーズにあった管理サービスが今後でも頂けるのでしょうか懸念。</p>
<p>綾歌地区を中心に行っているの、会議室等はコミュニティセンターを有料で利用している。補助が欲しい。</p>
<p>市民活動センターの出先を「綾歌市民総合センター」に置いて欲しい。</p>
<p>何よりも協議が大切だと思います。顔と顔を合わせ、市民が感じる課題を一緒に考えどのように解決していけばよいか役割は・・・など、深めていけたらいいと思います。支援センターもあれば越したことはありませんが、使えないものだと意味がありません。専門的知識を持ち、フットワークが軽く、また市の現状をよく理解されているコーディネーターを配置することも大切。課題解決に向けて活動していく中で、行政とのパイプ役として動ける人が必要です。市役所の職員さん自体が、協働を理解し促進する体制が一番で、研修や制度以前の課題だと感じています。</p>
<p>団体の活動例を別紙に紹介。</p>
<p>小学生の活動を促進してほしい。</p>
<p>協働事業、補助事業について積極的ではないが、検討したいと思います。その折には、相談にのって下さい。</p>
<p>老人ホーム、デイサービス介護施設、地域のいきいきサロンの訪問等。又、学童放課後(青い鳥教室等をボランティアで実施している。</p>
<p>継続している事業に対しての補助への要望をします。(続けることの大切さへの認識をもって欲しい。)</p>
<p>前向きに検討したいと選択はしてありますが、人口減少と高齢化であまり利用しようとは思わない状況も出来ている感じがします。</p>
<p>ボランティア協会の活動が見えてこない。ボランティア団体からの協力要請があれば、検討・支援をしてほしい。</p>
<p>平成 18～19 年度協働推進条例・計画策定検討委員会において、市民活動支援センターを開設することが決定しておりますが、未だ開設しておらず、所管課を変更するなど行政の怠慢です。市と市民(団体)が協働推進することは最重要課題であり、活動拠点として支援センターは必要であると思います。</p>

<p>参加案内を児童・生徒に配布する場合、「教育委員会の後援依頼→学校教育課の承認」という手続きが必要である。簡素化して欲しい。</p>
<p>まずは、市役所内で研修して下さい。ボランティアを活用してタダ働きさせるのが協働ではありません。協働は、市民を都合よく使うものではありません。市民活動センターが箱物ならば、今の丸亀にその余裕はありません。Q6①②は育成にも促進にもなっていません。Q6③④は、本気で活動している団体は独自でやっています。</p>
<p>特に市に望むことは、市民から納税された税金を無駄に使って欲しくない。市役所職員の給与しかり、議員の給与しかり。又、所員のスキルアップは望ましいと思う。研修とかにしても、必要な人は研修に参加できないのではないかと。少しずつでも考えて欲しい。綾歌に住んでいる限り、市役所周辺まで出かけるのは時間もガソリンも無駄。コミュニティセンターがその役割を果たしていると思う。</p>
<p>協働は目的ではなく手段です。どんなまちにしたいかを自由に語れる場をオフサイトで開催してはどうか。まずは、そこからだと思います。</p>
<p>全国の先進地事例をしっかり把握して、良き事例を取り入れることをお願いしたい。</p>
<p>各 NPO 法人に市の方からのアプローチがあった方がよい。(例:市が考える問題に関係ありそうな団体を選び、協働アプローチをかける。)協働のきっかけを作るのは市の方からだと思います。</p>
<p>市の担当部署の職員が、なかなか協働事業を理解していないように思う。現在の仕事が忙しいから、更に忙しくなるみたいな感じである。市に、コーディネイトができる人材を多く育てて欲しい。</p>
<p>本会は県内の巨樹の調査・研究を行い、本県の自然環境を考察することを一応の目的としています。現地の調査(県内全域)が主な活動なので、丸亀地域に限られていない。私達の活動が市民活動(協働事業)にプラスになるようなことがあれば幸いです。</p>
<p>長期的展望に立った計画。1～2年で終了しない施策。教育の質向上。保護者への支援。子育て支援の充実。職員研修の充実(具体的には、児童館や学習センター職員等が先日行われたアイレックスでのナロポンズの参加費補助など。)</p>
<p>活動地までの交通費、駐車場の支援。</p>
<p>「市民活動＝地域貢献」自分達(グループ)の出来ることを行っている事が、日々の生活を楽しく健康で暮らせる。人との小さな語らいが元気をもらう。人のためには自分のため。</p>
<p>多くの活動でご支援いただいていますので、今後ともよろしく願いいたします。</p>
<p>退職後、地域の活動の場へ出向く機会がなく生活している方(とくに男性)が、気軽に集まることのできる活動の企画など。</p>
<p>島内住民の生活を守るためにも交流人口を増やす必要がある。そのために校舎の再利用(福祉施設)等考えられないだろうか？</p>
<p>会の現況は、組織の維持・活性化に取り組んでいるところです。希望として、市民活動団体に対する市の考え方、情報の提供、研修、交流の機会を設けていただきたい。</p>
<p>坂出市は、障害者作品展「ふしぎなたね」を毎年開催しています。丸亀市も生涯学習センターにて去年12月に実施していただきました。今年もぜひお願いします。</p>

制度開始からどの団体がどのように利用したか、その成果等の一覧が欲しい。

市民活動ステップアップ補助事業は「新たな活動の展開」や「活動の幅を広げる」事業と規定されていますが、従来からおこなわれている事業にも補助をしていただきたい。私どもは既に多くの事業をおこなっており、新たな活動や幅を広げる予定はありません。

現在行っている事業と、コミュニティのお手伝いで手一杯です。余裕が出来ればいろいろな事に取り組みたいと思います。「市民活動センター」については、非常に良いことだと思いますが、飯山からは遠いことと、コミュニティが利用できるのも現状で十分です。

(参考4)

市民と市が協力してつくる「まちづくり」 に関するアンケート

日頃は、丸亀市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。本市では、市民の皆さまの協力を得ながらまちづくりを進めております。

今後も皆さまが、より参加しやすい「まちづくり」を進めて行くために、実現性のある計画を策定するための参考として、このアンケートを実施させていただきます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成 25 年 1 月

丸亀市長 新井 哲二

【ご記入の前にお読みください】

- ①この調査結果をあなたの意見として公表することはありませんので、宛名のご本人がお考えになっていることをありのままにご回答ください。
- ②ご回答は各設問に対する回答のうち、あてはまるものの番号に○印を付けてください。
- ③ご意見を記載していただく質問で、ご回答できない項目については、空白のままにしておいてください。
- ④ご記入いただいたアンケート用紙は、**1月25日(金)**までに同封の返信用封筒に入れてご返送ください。切手は不要です。



京極くん

問い合わせ先

丸亀市生活環境部地域振興課コミュニティ・市民活動担当

電話 : 24-8809

FAX : 25-2409

E-mail : chiikishinko-k@city.marugame.lg.jp

(開庁時間 : 8:30~17:15)



うちっ娘

地域のことについて
聞かせてね！

問1 あなたは、現在住んでいる地域（地元）に関心がありますか。（○は1つ）

1. 非常に関心がある
2. ある程度関心がある
3. あまり関心がない
4. 全く関心がない

問2 あなたは、地域の活動（コミュニティ活動）に参加していますか。

（○は1つ）

「地域の活動」とは、自治会、子供会、PTA、婦人会、老人会などの活動のことだよ！
（例 清掃活動、子どもの見守り）



1. 参加している
2. 参加していたが、現在は参加していない
3. 参加したことはないが、今後参加してみたい
4. 参加したことがなく、今後も参加するつもりはない

} 問3へ

} 3ページ 問5へ

問3 活動に参加して良かった点はどのようなことですか。（○はいくつでも）

1. 近所付き合いが広がる
2. 地域の一員であるということが自覚できる
3. 災害時など、いざというときに安心できる
4. 地域の情報を得ることができる
5. その他
()
6. 特になし

問4 活動に参加して、最も負担に感じた点はどのようなことですか。

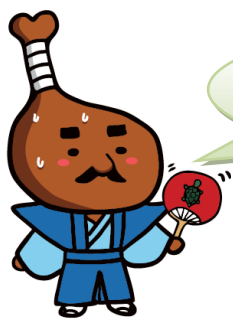
(○は1つ)

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 時間がとられる | 6. 活動に関する情報が得にくい |
| 2. 身体的な負担が多い | 7. 活動に関して相談できる場がない |
| 3. 金銭的な負担が多い | 8. 一緒に活動する仲間が少ない |
| 4. 家族の理解が得られない | 9. 活動する場所を確保しにくい |
| 5. 人間関係がわずらわしい | 10. その他 |
| | () |
| | 11. 特になし |

問5 活動に参加されていない理由はどのようなものですか。

(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 気をつかうのがわずらわしい | 8. 一緒に活動する仲間がいない |
| 2. 地域の人と話が合わない | 9. 家族の理解が得られない |
| 3. 活動のペースが合わない | 10. 身近に参加したい活動がない |
| 4. 忙しく暇がない | 11. 参加するきっかけがない |
| 5. 活動するための手続きが面倒 | 12. 参加の必要性を感じない |
| 6. 活動するための知識や技術がない | 13. その他 |
| 7. 金銭的な負担を避けたい | () |
| | 14. したくない |



とり奉行
骨付じゅうじゅう

「協働（きょうどう）」とは、
なんでござるか？

「協働」はね、行政・市民活動団体・自治会・ボランティア団体など複数の団体が、目標達成に向けて力をあわせて活動することよ。



丸亀市の「協働」とは、
「いきいきとした個性豊かで活力あふれるまちづくり」の実現を目指して、みんなで協力することだよ。

問6 「協働」という言葉を知っていますか。(○は1つ)

1. 以前から内容まで知っていた
- 2.なんとなく言葉のみ知っていた
3. 知らない

問7 「協働」によるまちづくりが必要だと感じますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------------|---|-----|
| 1. 必要である | } | 問8へ |
| 2. ある程度必要である | | |
| 3. あまり必要ない | } | 問9へ |
| 4. 必要ない | | |

問8 必要であると考え理由をお答えください。(○はいくつでも)

1. 幅広い^{※1}市民等の要望への柔軟な対応ができる
2. 費用の削減ができる
3. 市民等の自治に関する意識の向上につながる
4. 市職員の業務に対する意識の向上につながる
5. 市民等と市職員間の信頼関係を深める
6. その他
()

問9 必要でないと考え理由をお答えください。(○はいくつでも)

1. 協働に適した事業がない
2. 協働に適した市民等がない
3. 特定の市民等と協働をすることで不公平が生まれる
4. 協働をすることで多様な地域要望に対応できると思わない
5. 協働を行うことで余分に時間がかかると思う
6. 協働を行うことで余分に費用がかかると思う
7. その他
()

※1 市民等とは：市民・コミュニティ・市民団体・事業者





「協働」を進めていくために、市では、市民等と市（行政）が協力してまちづくりを進めていくための計画（丸亀市協働推進計画）を作っているんだけど、もっとまちづくりがしやすいように計画の見直しを考えているところなの。

問10 丸亀市協働推進計画をご存知でしたか。（○は1つ）

1. 知っていた
2. 知らなかった

今の計画では、6つの協働の推進に関する支援をしているよ。



問11 協働を進めるために、市民活動団体・協働に関するお知らせ・啓発等を行っています。十分な周知がされていると思われるものを、次の中からお選びください。（○はいくつでも）

広報・啓発活動

1. 広報誌で活動団体情報等の周知
2. ホームページ等で各種情報の周知
3. 協働に対する市民等の教育（研修会の開催等）
4. 協働啓発講演会の開催
5. 十分にされていると思わない
6. わからない

問12 協働を進めるために、市民活動をする人の養成を進めています。十分に養成がされていると思われるものを、次の中からお選びください。

(〇はいくつでも)

人材の育成

1. 市民活動団体向けの研修会開催
2. 団体間の交流推進 (市民等と市職員及び市と他の自治会との交流)
3. 市民活動体験の実施 (体験の場づくり・地域活動への参加等)
4. 市民活動の新たな展開や活動の幅を広げる事業への資金支援 (市民活動ステップアップ)
5. 十分にされていると思わない
6. わからない

問13 協働を進めるために、市民活動の活性化のための基盤整備を進めています。十分に整備されていると思われるものを、次の中からお選びください。

(〇はいくつでも)

活動基盤の整備

1. 市民活動推進コーナーの設置 (市地域振興課内に設置)
2. 活動に必要な備品等の整備
3. 十分にされていると思わない
4. わからない

問14 協働を進めるために、市民活動や協働事業の実施に伴う様々な問題や課題に対応するために相談窓口設置をしています。十分に業務がされていると思われるものを、次の中からお選びください。

(〇はいくつでも)

相談窓口の設置

1. 事業等の実施する場合に応じた役割分担の調整
2. 事業の実施等に起こりうる問題の掘り起こし
3. 十分にされていると思わない
4. わからない



問15 協働を進めるために、市民等と市が協力して事業を行う事を進めています。十分に行なわれていると思われるものを、次の中からお選びください。

(○はいくつでも)

市の事業への参入

1. 市民等からの提案による協働事業の実施
2. 市が実施する事業への市民等の参画の窓口の拡充
3. 十分に行なわれていると思わない
4. わからない

アンケートも、もう少し。
協働推進計画の見直し(仮称)第二次協働推進計画)のために、皆さまの意見を知りたいのじゃ!



問16 協働を進めるために、市民活動団体・協働に関するお知らせ・啓発等を行っています。重要だと思われるものを、次の中からお選びください。

(○はいくつでも)

広報・啓発活動

1. 広報誌に活動団体情報等の掲載
2. ホームページ等に各種情報の掲載
3. 市民活動情報誌の発行
4. 協働に対する市民等の教育推進
5. 協働啓発講演会の開催
6. 重要と思わない
7. わからない

問17 協働を進めるために、市民活動をする人の養成を進めています。重要だと思われるものを、次の中からお選びください。

(○はいくつでも)

人材の育成

1. 市民活動団体への研修会の開催
2. 団体間の交流推進 (市民等と市職員及び市と他の自治会との交流)
3. 市民活動体験の実施 (体験の場づくり・地域活動への参加等)
4. 市民活動の新たな展開や活動の幅を広げる事業の支援
(市民活動ステップアップ)
5. 市職員の協働に対する意識改革
6. 重要と思わない
7. わからない

問18 協働を進めるために、市民活動の活性化のための基盤整備を進めています。重要だと思われるものを、次の中からお選びください。

(○はいくつでも)

活動基盤の整備

- | | |
|----------------------------|------------|
| 1. <u>※2市民活動推進コーナー</u> の充実 | 4. 重要と思わない |
| 2. <u>※3市民活動推進センター</u> の設置 | 5. わからない |
| 3. 市に協働の専属職員の配置 | |

問19 協働を進めるために、市民活動や協働事業の実施に伴う様々な問題や課題に対応するために相談窓口設置をしています。重要だと思われるものを、次の中からお選びください。

(○はいくつでも)

相談窓口の設置

1. 事業等の実施する場合に応じた役割分担の調整
2. 事業の実施等に起こりうる問題の掘り起こしのためのしかけづくり
3. 相談事例の管理（蓄積とデータベース化）
4. 常に相談可能な専属職員を市が配置する
5. 重要と思わない
6. わからない

問20 協働を進めるために、市民等と市が協力して事業を行っています。重要だと思われるものを、次の中からお選びください。

(○はいくつでも)

市の事業への参入

1. 市民等からの提案による協働事業の実施
2. 市が実施する事業への市民等の参画の窓口の拡充
3. 事業に関する相談窓口となる市職員の意識改革
4. 重要と思わない
5. わからない

※2 市民活動推進コーナーとは：部屋の一部を区切って情報収集のためのパソコンや情報交換のためのラック等を置いたスペースです。

※3 市民活動推進センターとは：一般的には、建物や部屋を設けて、協働に関する情報収集や会議が行える施設です。

あなたのことを聞かせてね！



問 2 1 あなたの性別をお答えください。

1. 男性
2. 女性

問 2 2 あなたの年齢をお答えください。

1. 16 歳～19 歳
2. 20 歳～29 歳
3. 30 歳～39 歳
4. 40 歳～49 歳
5. 50 歳～59 歳
6. 60 歳～69 歳
7. 70 歳以上

問 2 3 あなたの居住地区（コミュニティ）をお答えください。

1. 城北コミュニティ
2. 城西コミュニティ
3. 城乾コミュニティ
4. 城坤コミュニティ
5. 城南コミュニティ
6. 土器コミュニティ
7. 飯野コミュニティ
8. 川西コミュニティ
9. 郡家コミュニティ
10. 垂水コミュニティ
11. 本島コミュニティ
12. 広島コミュニティ
13. 栗熊コミュニティ
14. 岡田コミュニティ
15. 富熊コミュニティ
16. 飯山南コミュニティ
17. 飯山北コミュニティ
18. 不明（ 町に居住）

問 2 4 あなたの丸亀市での居住期間をお答えください。

1. 1 年未満
2. 1 年以上 3 年未満
3. 3 年以上 5 年未満
4. 5 年以上 10 年未満
5. 10 年以上 20 年未満
6. 20 年以上

最後に…

市民参加・参画による協働のまちづくりに関するご意見や、市に対するご意見などを自由にご記入ください。

お忙しいところ、アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。
ご回答いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、
1月25日（金）までにご返送をお願いいたします。



ご協力 ありがとうございます

丸亀市の市民活動に関するアンケート結果（総ページ数 89 ページ）
<http://www.city.marugame.kagawa.jp/itwinfo/i6754/>

○信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例

(平成 19 年 3 月 26 日条例第 6 号)

信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例

(前文)

穏やかな瀬戸の海、綿々と広がる讃岐平野、なだらかに連なる山々。悠久の時に刻まれた香り高い歴史や文化。先人が守り育ててきたこのまちは、私たち市民にとってかけがえのない財産です。

地方分権や少子高齢化の進展などによる社会環境の変化は、私たちの生活意識や価値観までも大きく変えようとしています。このようなときにこそ、人と人との触れ合いを大切にしながら、「自分たちの暮らすまちは自分たちの責任で」との思いを、市民一人ひとりが認識し、さらに暮らしやすいまちにするために、自分自身に何ができるかを問い直すことからまちづくりは始まります。

住みよい地域社会は、そこに暮らす人々の相互理解と信頼に基づいた連携と協力によって築かれるものであります。そして、それらを育みながら、地域の様々な課題に対して、市民、コミュニティ、市民団体、事業者、市が、各々の役割と責務を認識し、特性を活かし、多彩に活動を展開していくことがまちづくりには求められます。

自主的で自立した多様な主体が、対等な立場で、またよきパートナーとして、ともにまちづくりに取り組んでいくことを明確にすることにより、市民の力が活かせる協働のまち、いきいきとした個性豊かで活力あふれるまち「丸亀」の実現を目指し、信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、丸亀市自治基本条例(平成 18 年条例第 5 号。以下「自治基本条例」という。)に基づき、市民活動及び協働の促進に関する基本事項を定めることにより、個性豊かで活力あふれるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、及び学ぶ者をいう。
- (2) コミュニティ 地域住民が、自分たちの暮らす地域をより良くしようと活動することによって生み出された、おおむね小学校区を単位として形成された組織をいう。
- (3) 市民団体 公益的活動を継続して行うことを主たる目的として、自発的に組織された団体をいう。
- (4) 事業者 個人又は法人その他の団体であって、営利を目的とする事業を行うものをいう。
- (5) 市民活動 市民、コミュニティ、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)が、自らの責任に基づいて、様々な分野の課題に対し、自主的、自発的に継続して取り組む営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活

動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(6) 協働 市民等及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、特性を尊重し、補完し合いながら、対等な立場で協力し合うことをいう。

(基本原則)

第 3 条 市民活動及び協働の促進に係る基本原則は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民活動を行うものの自主性及び自発性を尊重すること。

(2) 公正・透明性のもと、相互に情報を提供し、共有し、及び連携を図ること。

(3) 各々の役割と責任を自覚し、相互信頼のもと対等なパートナーとして、協力し合うこと。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、自分たちの暮らす地域社会に関心を持ち、市民活動に関する理解を深めるとともに、自発的な参加により、その活動の促進に努めるものとする。

(コミュニティの役割)

第 5 条 コミュニティは、自治の精神に基づき自立した主体として、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、地域の課題解決やまちづくりに、自発的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 コミュニティは、必要に応じコミュニティ相互の連携を図り、又は協力し、住民自治の向上に努めるものとする。

(市民団体の役割)

第 6 条 市民団体は、市民活動の社会的意義を自覚し、積極的に市民活動を行うよう努めるものとする。

2 市民団体は、自らが行う市民活動の内容について広く情報を発信するとともに、団体相互の連携を図り、当該活動に対する市民の理解と参加の促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、地域社会の一員として、また専門性を有する組織として、市民活動に協力し、又は支援し、市民活動の促進に努めるものとする。

(市の責務)

第 8 条 市は、市民活動及び協働を促進するための計画を策定し、総合的施策を講じなければならない。

2 市は、市民活動及び協働の促進について、職員の意識啓発を行うとともに、市民等からの協働の働きかけに対し、適切に対応しなければならない。

3 市は、市民活動及び協働に関する情報を積極的に提供しなければならない。

(市の施策)

第 9 条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策の実施に取り組むものとする。

(1) 市民等の市民活動に関する理解、活動への積極的な参加、協力のための普及啓発、学習機

会の提供及び人材の育成に関すること。

- (2) 市民活動の拠点その他市民活動に必要な体制の整備、充実に関すること。
- (3) コミュニティ活動の活発な展開のための人材育成、活動拠点の充実に関すること。
- (4) 市民等及び市との相互交流及び連携に関すること。
- (5) その他市民活動及び協働の促進に関すること。

(市民活動の支援)

第 10 条 市は、市民活動について必要な支援に努めるものとする。

(参入機会の提供)

第 11 条 市は、市民活動を行う市民等に対し、委託その他の方法により、市が行う事業への参入機会を提供するよう努めるものとする。

(公表及び説明責任)

第 12 条 市は、第 10 条の規定に基づく支援及び前条の規定に基づき実施する事業については、実施過程においてその内容を公表しなければならない。

2 市及び前 2 条の規定により支援を受け、又は事業に参入した市民等は、事業実施後の評価等について、説明責任を果たさなければならない。

(意見等の提出)

第 13 条 市民等は、市民活動及び協働の促進に係る施策について、市に意見を提出し、又は提案することができる。

2 市は、前項に規定する意見の提出又は提案があったときは、その内容について調査し、検討し、及びその結果について公表するとともに、必要に応じて施策へ反映する等の措置を講じるものとする。

(自治推進委員会への諮問)

第 14 条 市長は、市民活動及び協働の促進に関し重要な事項については、自治基本条例第 21 条第 1 項に規定する自治推進委員会に諮問しなければならない。

(見直しの原則)

第 15 条 市長は、この条例に定める条項が社会状況に適さないと認めたときは、見直し等必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

協働実行計画の策定経緯

(平成24年)

10月16日 自治推進委員会

○協働推進計画について ○前回の意見結果について

12月17日 自治推進委員会

○協働推進計画の検証及びアンケートについて

(平成25年)

1月 「市民と市が協力してつくるまちづくりアンケート」(市民3,000人対象)

3月18日 自治推進委員会

○協働に関する市民アンケートの結果について ○協働推進計画の検証結果について

4月25日 自治推進委員会

○協働推進計画の見直しに関する検証について

5月 丸亀市の協働推進計画に係る検証 公表(丸亀市自治推進委員会)

5月31日 自治推進委員会(計画策定について諮問)

○自治基本条例と自治推進委員会について ○丸亀市協働推進計画について

7月 「市民活動に関するアンケート」(市民活動団体153団体対象)

9月27日 自治推進委員会

○第二次協働推進計画について

11月28日 自治推進委員会

○第二次協働推進計画について

(平成26年)

1月24日 自治推進委員会

○協働実行計画について(※協働推進計画から名称変更) ○答申書について

1月31日~3月3日 パブリックコメント(2名提出)

2月21日 自治推進委員会

○協働実行計画について ○答申書について

3月27日 自治推進委員会より市長に答申

4月 策定

第3期
自治推進委員会

第4期
自治推進委員会

答 申 書

平成26年3月27日

丸亀市長 梶 正治 様

丸亀市自治推進委員会
会 長 鹿子嶋 仁

丸亀市協働推進計画（案）について（答申）

平成25年5月31日付け25企政第131号で諮問のあった「丸亀市協働推進計画（案）（※「丸亀市協働実行計画（案）」に名称変更）」については、当委員会で審議を重ねた結果、概ね適当であると認められますので、その旨答申いたします。

なお、さらなる丸亀市における協働の推進をはかるため、次の事項に十分に配慮されることを求めます。

1. 基本方針である「自主性、自発性の尊重」、「情報の共有と連携」、「相互信頼のもとの対等な協力」に基づいて、協働の実現に向けた支援や庁内体制の整備に努めること。
2. 新たな情報媒体の活用も視野に、積極的に情報を公開するとともに、市民にとってわかりやすく、親しみやすい情報の発信に努めること。
3. 自治会・コミュニティ、NPO法人、大学など、市民活動を担う団体のニーズに合った研修会の開催やネットワークの構築のほか、市民活動を担う人材やリーダーを育てるための適切な支援を行うこと。
4. 市民活動推進センターや相談窓口のあり方など、活動基盤整備の検討にあたっては、利用者となる市民団体を交えた意見交換の場を設けるとともに、活発に活動する既存団体の活用も含め、ニーズや実情を把握し、具体的な施策につなげること。
5. 市民活動を担う団体間のつながりの重要性を認識したうえで、様々な主体の交流促進や事業の企画段階から連携できるような仕組みづくりに努めること。
6. 本計画が実行性の高い計画となるよう、各種施策を進める過程においては、評価等による必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めるとともに、本委員会で提起された意見については、事業の実施段階において参考にすること。

第7期丸亀市自治推進委員会名簿

任期： 令和3年3月30日～令和5年3月29日

委員区分	氏名	ふりがな	役職等	備考
学識経験者	池永 文彦	いけなが ふみひこ	四国職業能力開発大学校准教授	
	植谷 澄子	うえたに すみこ	香川短期大学 生活文化学科准教授	
	鹿子嶋 仁	かごしま ひとし	香川大学 法学部教授	
	関 泰子	せき ひろこ	四国学院大学 社会学部教授	
公共的団体等の構成員	天野 裕子	あまの ひろこ	丸亀商工会議所女性会会長	
	岩崎 正朔	いわせき せいさく	丸亀市コミュニティ協議会連合会会長	
	高尾 光一	たかお こういち	丸亀市社会福祉協議会地域福祉課課長	
	高木 明美	たかぎ あけみ	NPO法人 グランマール理事	R3.4.1～
	門 裕介	かど ゆうすけ	連合香川副会長	R3.12.1～
公募により選任した者	塚本 詩乃	つかもと しの	—	
	増田 美樹	ますだ よしき	—	
市長が必要と認める者	善木 瞭	ぜんき りょう	四国学院大学社会学部カルチュラル・マネジメント学科	
	竹内 彩奈	たけうち あやな	香川短期大学 生活文化学科生活介護福祉専攻	
	渡辺 ななみ	わたなべ ななみ	四国職業能力開発大学校住居環境科	

(敬称略、区分ごとに50音順)

